

## 平成22年度行政評価結果の公表（第2回）について

平成22年11月24日  
市長公室

### 1 公表の趣旨

効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の透明性を高め、その内容を市民によりわかりやすく説明するために取り組んできた行政評価について、平成22年度第2回目の評価結果を公表するものである。

### 2 公表の内容及び方法

#### (1) 内容

行政評価システムを活用した予算編成、施策の優先度評価結果、平成23年度施策の基本方針・・・・別紙のとおり。

#### (2) 方法（時期）

- ① 「ウェブもりおか」掲載 平成22年12月
- ② 市の主要施設への備付け 平成22年12月
- ③ 報道機関への資料提供 平成22年11月

### 3 今後の予定

第3回 平成23年2月 事務事業事前評価結果

資料

平成 22 年度  
**行政評価結果**

【第2回】

評価からはじめるまちづくり

平成22年11月

盛岡市

## 目 次

### I 行政評価について

1. 行政評価とは何か	• • • • •	• • 1
2. 行政評価は何のために行うのか	• • • • •	• • 1
3. どのような仕組みか	• • • • •	• • 2
4. 評価結果を何に反映させるのか	• • • • •	• • 2

平成 22 年 8 月に  
公表済みです。

### II 平成21年度振り返り結果

1. 事務事業の事後評価	• • • • •	• • 4
2. 施策の達成度評価	• • • • •	• • 5
3. 施策の貢献度評価	• • • • •	• • 66
参考資料：施策達成度評価の手順	• • • • •	• • 68

### III 平成23年度予算編成への反映

1. 行政評価システムを活用した予算編成	• • • • •	70
2. 施策の優先度評価	• • • • •	70
3. 平成23年度に重点的に取り組む施策	• • • • •	73
4. 事務事業事前評価結果一覧表	• • • • •	73

平成 23 年 2 月以降に  
公表する予定です。

### III 平成23年度予算編成への反映

#### 1 行政評価システムを活用した予算編成

市は、平成17年度当初予算から、行政評価を活用した「施策別予算配分方式」を導入し、予算編成を行っています。

この方式は、

1. 市総合計画に掲げる41の施策について、政策目標に対する貢献度と優先度の評価を実施
2. 上の評価結果に基づいて、施策別に予算を配分
3. 各施策のなかの事務事業について優先度を評価し、施策に与えられた予算を事務事業へ配分

という手順で各事業の予算額を決定するものです。

#### 2 施策の優先度評価

施策の優先度評価は、施策の達成度評価、貢献度評価の結果を踏まえながら、次年度に市が優先的に取り組むべき施策を決定するために行う評価です。

##### 【評価方法・基準】

評価作業は、市長以下府議メンバーで組織する自治体経営推進本部会議において、4グループに分かれ、各グループが、都市戦略課題直結度（市長マニフェストと総合計画に掲げる41施策の結びつきはどれくらい強いか）、市民期待度（市民の施策への期待の大きさはどれくらいか）、成果向上余地（今後、施策の成果を向上させる余地がどれくらいあるか）、緊急度（社会経済情勢の急激な変化等に対応するため、短期的に取組みを強化する必要はあるか）について、評価します（次頁評価基準参照）。

## <評価基準>

### ○都市戦略課題直結度

市長マニフェストにある施策や事業と総合計画に掲げる41の施策の結びつきを評価しました。

- 「大きい」 …… 市長マニフェストとの結びつきが大きい
- 「やや大きい」 …… 市長マニフェストとの結びつきがやや大きい
- 「中程度」 …… 市長マニフェストとの結びつきは中程度
- 「やや小さい」 …… 市長マニフェストとの結びつきがやや小さい
- 「小さい」 …… 市長マニフェストとの結びつきが小さい

### ○市民期待度

各施策についての「市民満足度（p7参照）」と「市民重要度（※）」から、施策への市民の期待の大きさを評価しました。

- 「大きい」 …… 満足度が低く、水準の向上が期待されている
  - 「中程度」 …… 満足度が高く、さらに高い水準が期待されている
  - 「小さい」 …… 満足度が高く、水準向上への期待は多くない
- 又は、満足度が低く、水準向上への期待は大きくない

※「市民重要度」… 市は毎年度、無作為で抽出した市民3,000人を対象に市民アンケート調査を実施していますが、この中で、総合計画に掲げる41施策に関して、それぞれの取組みが今後どれくらい重要なと思うかを「とても重要」「やや重要」「どちらともいえない」「あまり重要ではない」「全く重要ではない」の5段階でたずねています。

### ○成果向上余地

施策達成度評価（p5～65参照）や施策貢献度評価（p66～67参照）の結果などから、今後施策の成果を向上させる余地がどれくらいあるかを評価しました。

- 「大きい」 …… 投資（取組み強化）による成果向上の余地がかなりある
- 「やや大きい」 …… 投資（取組み強化）による成果向上の余地がやや大きい
- 「中程度」 …… 投資（取組み強化）による成果向上の余地は中程度
- 「やや小さい」 …… 投資（取組み強化）による成果向上の余地がやや小さい
- 「小さい」 …… 投資（取組み強化）による成果向上の余地はほとんどない

### ○緊急度

社会経済情勢の急激な変化等に対応するため、短期的に取組みを強化する必要はあるかを評価しました。

- 「高い」 …… 短期的に取組みを強化する必要性が高い
- 「やや高い」 …… 短期的に取組みを強化する必要性がやや高い
- 「中程度」 …… 短期的に取組みを強化する必要性は中程度

## 【施策の優先度評価結果】

施策 CD	施 策 名	都市戦略 課 題	市民期待度	成果向上 余 地	緊急度
11	健やかに暮らせる健康づくりの推進	中程度	中程度	中程度	中程度
12	地域をリードする医療体制の確立	小さい	中程度	やや小さい	中程度
13	共に歩む障がい者福祉の実現	中程度	大きい	やや大きい	中程度
14	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	やや小さい	大きい	中程度	中程度
15	暮らしを支える制度の充実と自立支援	小さい	大きい	中程度	中程度
16	みんなで支える子育て支援の展開	やや大きい	大きい	やや大きい	高い
17	ふれあいが広がる地域福祉の実現	中程度	小さい	やや小さい	中程度
21	自然災害対策の推進	中程度	中程度	やや大きい	中程度
22	火災に強い消防体制の構築	中程度	中程度	中程度	中程度
23	市民生活を守る安全対策の充実	中程度	中程度	やや小さい	中程度
31	元気な地域コミュニティ活動の推進	中程度	小さい	中程度	中程度
32	人権を尊重する地域社会の形成	中程度	小さい	やや小さい	中程度
33	多様な国際交流・地域間交流の推進	やや小さい	小さい	中程度	中程度
34	快適な情報ネットワークの実現	やや小さい	小さい	やや小さい	中程度
41	将来を担う次世代の育成	やや大きい	大きい	やや大きい	やや高い
42	いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築	やや小さい	小さい	やや大きい	中程度
43	生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現	やや小さい	小さい	中程度	中程度
44	豊かな心を育む芸術文化活動の支援	やや小さい	小さい	中程度	中程度
45	歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用	大きい	小さい	やや小さい	中程度
51	活力ある農林業の振興	やや大きい	小さい	やや大きい	やや高い
52	まちに活力を与える工業の振興	やや大きい	小さい	やや大きい	中程度
53	多様で活発な商業・サービス業の振興	やや大きい	小さい	やや大きい	中程度
54	地域資源をいかした観光・物産の振興	大きい	大きい	やや大きい	高い
55	安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進	大きい	大きい	やや大きい	高い
61	生活環境の保全	やや小さい	小さい	中程度	中程度
62	かけがえのない自然との共生	やや小さい	中程度	やや小さい	中程度
63	地球環境への貢献	中程度	中程度	中程度	中程度
71	適正な土地利用計画の推進	やや小さい	小さい	やや小さい	中程度
72	魅力ある都市景観の形成	やや大きい	小さい	中程度	中程度
73	快適な居住環境の実現	やや大きい	小さい	やや大きい	中程度
74	うるおいのある公園・街路樹の確保	中程度	小さい	中程度	中程度
75	いつでも信頼される上水道事業の推進	小さい	中程度	やや小さい	中程度
76	健全な水環境・良好な水循環の創出	やや小さい	中程度	やや小さい	中程度
77	にぎわいのある市街地の形成	やや大きい	小さい	中程度	中程度
78	都市活動を支える交通環境の構築	大きい	大きい	やや大きい	やや高い
81	健全な財政運営の実現	大きい	大きい	大きい	中程度
82	計画的で効率的な行政運営の推進	やや大きい	大きい	やや大きい	中程度
83	市民とともにつくる行政の実現	大きい	小さい	中程度	中程度
84	市民の負託に応える組織の構築・人材の育成	中程度	小さい	中程度	中程度
85	より便利な行政サービスの構築	中程度	中程度	中程度	中程度
86	自治の確立を目指す取組みの強化	大きい	小さい	中程度	中程度

### 3 平成23年度に重点的に取り組む施策

施策の優先度評価の結果のほか、施策の成果実績、配分予算の状況、総合計画で定めた「まちづくりの基本目標」の実現に向けての関連性や具体的な取組みの状況、継続した取組みの必要性などについて総合的な検討を行い、平成23年度に市が優先的に取り組む施策を決定しました。

平成23年度は、10の施策を優先することに決定し、さらにこの中の3施策を予算重点配分施策とし、優先的に予算を配分し重点的に成果向上に取り組む施策に、7施策を主要施策とし、成果の向上を図ることとしました。残りの31施策については、一般施策とし、成果の維持・向上を図ることとしました。

予算重点配分施策3施策と主要施策7施策は次のとおりです。

各施策の23年度の具体的な取組み方針については、別紙『平成23年度施策の基本方針』をご覧ください。

#### 予算重点配分施策

#### みんなで支える子育て支援の展開

【選定理由】保育所の入所定員の拡大のほか、子育て中の親子を支援する「つどいの広場」の充実や公共・商業施設に「授乳」などのスペースを設ける(仮称)「赤ちゃんの駅」の整備、「子育て応援パスポート」の協賛企業の拡大などにより、成果の向上が見込まれる。

#### 予算重点配分施策

#### 地域資源をいかした観光・物産の振興

【選定理由】岩手デスティネーションキャンペーン及び平泉世界遺産登録再申請に合わせた観光客の誘致や盛岡ブランド推進事業に重点的に取り組むことなどにより、成果の向上が見込まれる。

#### 予算重点配分施策

#### 都市活動を支える交通環境の構築

【選定理由】「もりおか交通戦略」に基づく街路整備、自転車走行空間の整備、高齢者にやさしいバス施策により、盛岡の特色を活かしたまちづくりが促進され、また、成果の向上も見込まれる。

#### 主要施策

#### 将来を担う次世代の育成

#### 主要施策

#### 活力ある農林業の振興

#### 主要施策

#### まちに活力を与える工業の振興

#### 主要施策

#### 多様で活発な商業・サービス業の振興

#### 主要施策

#### 安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進

#### 主要施策

#### 快適な居住環境の実現

#### 主要施策

#### 市民とともにつくる行政の実現

# 平成23年度 施策の基本方針

## ■重点化施策

### ◇予算重点配分施策

みんなで支える子育て支援の展開	1
地域資源をいかした観光・物産の振興	3
都市活動を支える交通環境の構築	5

### ◇主要施策

将来を担う次世代の育成	7
活力ある農林業の振興	9
まちに活力を与える工業の振興	11
多様で活発な商業・サービス業の振興	13
安定した雇用の創出と 良好な労働環境の促進	15
快適な居住環境の実現	17
市民とともにつくる行政の実現	19

## ■一般施策

健やかに暮らせる健康づくりの推進	21	豊かな心を育む芸術文化活動の支援	51
地域をリードする医療体制の確立	23	歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用	53
共に歩む障がい者福祉の実現	25	生活環境の保全	55
高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	27	かけがえのない自然との共生	57
暮らしを支える制度の充実と自立支援	29	地球環境への貢献	59
ふれあいが広がる地域福祉の実現	31	適正な土地利用計画の推進	61
自然災害対策の推進	33	魅力ある都市景観の形成	63
火災に強い消防体制の構築	35	うるおいのある公園・街路樹の確保	65
市民生活を守る安全対策の充実	37	いつでも信頼される上水道事業の推進	67
元気な地域コミュニティ活動の推進	39	健全な水環境・良好な水循環の創出	69
人権を尊重する地域社会の形成	41	にぎわいのある市街地の形成	71
多様な国際交流・地域間交流の推進	43	健全な財政運営の実現	73
快適な情報ネットワークの実現	45	計画的で効率的な行政運営の推進	75
いつでもどこでも 学ぶことができる環境の構築	47	市民の負託に応える 組織の構築・人材の育成	77
生涯にわたり楽しめるスポーツ・ レクリエーションライフの実現	49	より便利な行政サービスの構築	79
		自治の確立を目指す取組の強化	81

平成22年11月  
盛岡市

## 予算重点配分施策

## ■達成状況と課題■

1 地域子育て支援センター<sup>注1</sup>の増設や親子の交流の場の拡大、つどいの広場<sup>注2</sup>の開設などにより、子育て支援サービスの利用者数は、平成21年度末の目標値32,109人に対し、実績値は、51,035人と目標を大きく上回り、順調に成果は上がっています。

しかし、核家族化の進行や地域連帯感の希薄化により、家庭や地域における養育力が低下し、特に乳幼児期において、精神的ストレスなどが原因となり、子育てに不安を持つ保護者の相談や虐待事例の通報が増加傾向にあることから、子育て支援サービスの一層の充実が求められています。

2 子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心で安全な活動拠点づくりが求められています。

特に、放課後児童クラブについては、児童の情緒面への配慮や安全面の確保の観点から、1クラブ当たりの放課後児童数が一定規模以上に達した場合、分割など適正な人数の規模への転換が必要です。

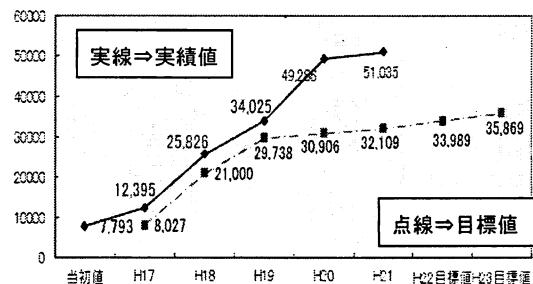
3 保育所への入所希望の増加により、0歳児から3歳児までの年齢層を中心に待機児童が発生しており、保育所の受け入れ態勢の整備が求められています。また、就労形態の変化により、保育ニーズが多様化していることから、より効率的で多様な保育サービスの提供が必要です。

4 子どもの低年齢時期は親の年齢が若く、所得水準も相対的に低い時期であり、子育て費用の経済的負担の軽減が求められています。

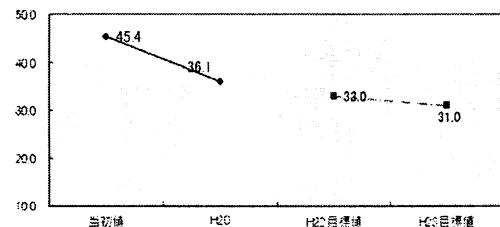
5 母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことなどにより、就職又は再就職には困難を伴うことが多く、また、就業に結びつきやすい資格を取得しようとしても、技能養成訓練期間中の生活不安から、母子家庭の母にとって受講が難しい状況にあります。

## ■目指す成果（目標）■

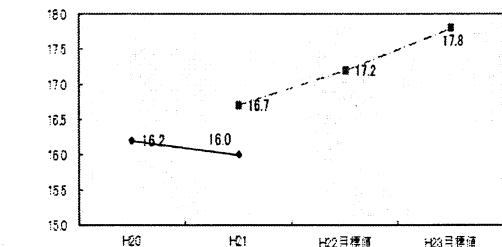
## ①子育て支援サービス利用者数(人) [人]



## ②アンケート調査「子育てに悩んでいる・不安を持っている」と答えた子どものいる親の割合(%) [↓]



## ③アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合(%) [人]



6 安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。

## ■基本的方向■

- 1 子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の機能の充実を図ります。また、児童委員や児童相談所、保健所、医療機関、学校、保育所など、児童福祉関係機関等が緊密な連携の下、虐待の早期発見、早期対応、そして再発防止に至るまで、切れ目のない児童虐待防止に関する施策を推進します。
- 2 安心で安全な子どもの活動拠点を確保するため、児童館の増設に取り組むとともに、児童の保護者などが設置運営する放課後児童クラブを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、放課後児童数が70人を超える大規模クラブについては、小学校の余裕教室などの活用に取り組み、規模適正化（分割等）の促進を図ります。
- 3 保育所の入所定員の拡大等により、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスを実施するほか、子育てに関する施策全体の充実を図ります。また、保育所の民営化に引き続き取り組みます。
- 4 子育て家庭の経済的支援をするため、保育料を軽減するとともに、地域社会全体で子育てを支える取組として、企業と協働し、平成20年度から新たに取組んでいる「子育て応援パスポート<sup>注3</sup>事業」について協賛企業の拡大やPRに努めます。
- 5 母子家庭の就業による自立を支援するため、母子自立支援員が総合的な窓口となり、自立に必要な情報提供や相談等を行うほか、職業能力の開発やハローワーク等との連携による就労支援、技能習得期間における経済的支援など、総合的な支援策を促進します。
- 6 子どもの安全を確保するため、継続的に、公共施設や公園、道路、河川等から危険個所を除去し、安全な環境づくりに努めるとともに、「仮称」赤ちゃんの駅<sup>注4</sup>の整備に取り組み、子ども連れでも外出しやすい環境づくりに努めます。

### \*注1 地域子育て支援センター

育児のノウハウを蓄積している保育所が、地域の子育て家庭に対し、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習、保育園開放等種々の事業を行ない、地域に密着した子育て支援を行うものです。

### \*注2 つどいの広場

広場を開設し、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習を行うものです。

### \*注3 子育て応援パスポート

子育て中の世帯が市内協賛店にパスポートを提示することにより、企業等がそれぞれの子育て応援サービスの提供を行い、地域社会全体で子育て支援を行うものです。

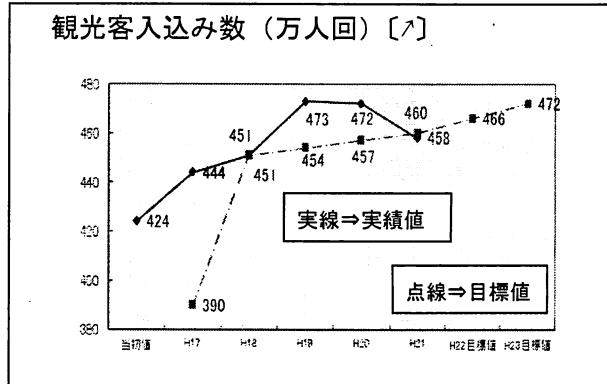
### \*注4 赤ちゃんの駅

公共施設や商業施設に「授乳」や「オムツ替え」ができるスペースを設け、「仮称」赤ちゃんの駅として指定を行い、乳幼児を連れた保護者の子育て支援を行うものです。

## ■達成状況と課題■

- 1 平成21年度は、長引く景気の低迷による消費や観光レクリエーションへの影響が懸念される中で、各種イベントや記念事業を積極的に展開したもの、観光客入込み数は、過去最高の平成19年度並みを確保した前年度を下回る459万人回となりました。平成22年度は、観光客入込み数を増加に転じさせるとともに、減少傾向にある宿泊者数を回復させるため、広域連携による滞在型観光の促進が課題となっています。また、平成22年12月には東北新幹線が青森まで延伸され、観光産業への影響が心配される一方、平成24年にはJ R グループのデスティネーションキャンペーン<sup>注1</sup>が本県で開催されることが決まり、観光客の誘致に弾みがつくものと期待されています。
- 2 盛岡ブランドの推進は、平成21年度以降、推進計画「中期計画」に入り、前期計画で開発されたブランドリーダーの積極的発信や次のリーダーとなる地域資源の発掘育成が求められています。
- 3 外国人観光客とビジットジャパンキャンペーン<sup>注2</sup>にも呼応する国際観光の推進及び23年に予想される平泉世界遺産登録に伴う外国人観光客の受入体制の整備が求められています。
- 4 滞在型観光、北東北の観光拠点都市として確立していくため、一層の広域観光連携を図ることが求められています。また、経済波及効果の大きいコンベンションの情報収集と誘致活動により、各種コンベンションの誘致拡大を図る必要があります。
- 5 玉山区内の啄木関連施設や岩洞湖等自然観光資源の有効活用を図るための観光ルート整備を推進する必要があります。
- 6 盛岡の物産（特産品）の新たな販路拡大を図り、知名度の向上及び売り上げの増加に繋げることが求められています。

## ■目指す成果（目標）■



## ■基本的方向■

盛岡の歴史、自然、文化、先人、景観などの観光資源を活用した観光地づくりを推進するとともに、まつり・イベントの充実や外国人を含めた観光客の受入体制を整備するほか、既存観光資源の磨き出しと新たな掘り起こしを行い誘致活動を展開します。また、盛岡ブランド認証品の販路拡大を図ります。

- 1 まつり行事について

- (1) 「盛岡さんさ踊り」の内容の充実に一層努めるほか、「チャグチャグ馬コ」や「山車運行」の更なる魅力の向上や、県外への派遣等PR活動により知名度の向上と観光客誘致を推進します。「盛岡雪あかり」は、市民参加の推進や会場拡大に努めるほか、「岩手雪まつり」等他の冬季イベントとの広域連携により冬期間の観光客誘致に努めます。
- (2) 「盛岡デー」を首都圏及び関西圏等で継続的に実施し、観光PRや旅行代理店、出版社、マスコミへの告知を図り、「まつり」「先人」「食文化」など、歴史と自然や水に恵まれた盛岡の都市イメージの売り込みを図ります。また、東北新幹線の青森延伸を、地域間の交流がより活発になる好機と捉え、北東北や北海道を視野に入れたPR活動を実施します。
- (3) 「おもてなし度UP」事業を継続し、観光ボランティアガイドの拡充やライトアップ事業、観光案内板の整備検討を進めるほか、障がい者に配慮したトイレの整備や宿泊施設の改修を働きかけるなどバリアフリー化に取り組みます。
- 2 盛岡ブランドの推進にあたり、4つの主要プロジェクトを柱に、市民協働による地域学の推進や市民活動の展開をはじめ、マスメディアを活用した広報活動を実施します。
- (1) 盛岡デーの中で盛岡の文化催事をを行うとともに、盛岡特産品ブランド認証商品の販売を促進いたします。
- (2) 「もりおか暮らし物語」を体感できるまち「大慈寺・鉢屋町界隈」の歴史的街並み保存活用をより強力に進めるとともに、町家修景等の整備を図ります。
- (3) 短歌甲子園の継続開催や短歌投稿ポストを市内各所に設置し、石川啄木が生まれ育った本市において広く全国から短歌を募集するほか、一握の砂発刊100年及び没後100年記念<sup>注3</sup>事業の取組など、啄木・賢治など先人ブランドの発信を行います。
- 3 さんさ踊りや山車等のまつりを通して交流のある台湾や、スキーリゾート誘致で期待の持てるオーストラリアなどを対象に、外国語版DVD等を活用してPR活動を行い観光客の誘致に努めるほか、県と連携し海外における特産品の販路開拓等についても検討します。
- 4 本市を中心とする県央域の旅行商品化等による広域観光連携と、経済波及効果増に効果的な各種コンベンション誘致に努めるほか、つなぎ温泉の活性化を推進します。
- 5 本州一の厳寒地岩洞湖の氷上ワカサギ釣りや姫神山など玉山区の観光資源を活用した観光ルートづくりを行い、案内・誘導標識の整備やグリーンツーリズム<sup>注4</sup>を推進します。
- 6 特産品の販路拡大を図るため、県外での新たな「観光と物産展」開催を検討します。

\*注1 デステイネーションキャンペーン

JRグループによる国内最大級の大型観光キャンペーンで、本県では32年振りに単独開催されます。キャンペーン期間は、平成24年4月から7月までの3ヵ月間が予定されています。

\*注2 ビジットジャパンキャンペーン

政府の、2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの目標に向けた、日本の観光魅力を海外に発信する等官民一体となった取組のことです。

\*注3 一握の砂発刊100年及び没後100年

石川啄木の処女歌集「一握の砂」が発刊されて平成22年12月で100年、啄木100回忌が平成23年4月13日、没後100年が平成24年4月13日となります。

\*注4 グリーンツーリズム

旅行者が料金を支払い、農家などに滞在し農林漁業等の作業体験やその地域の歴史や自然等を楽しむ体験型の観光のことです。

## ■達成状況と課題■

1 減少した道路混雑度<sup>注1</sup>

道路混雑度は、1.16と前年度の1.17に比較して若干ではあるが減少しました。平成22年度は前年度と比べ、国からの交付金に係る街路事業費が大幅な減額となっており、公共交通利用促進や中心市街地活性化などに視点を絞りながら、より効率的で効果的な施策を行う必要があります。

## 2 増加した歩行者・自転車の事故件数

歩行者・自転車の事故件数は、345件と前年度の292件に比較して増加しました。平成19年度の354件に比較して減少したもの、自転車及び自転車と歩行者との関係する事故が増加しており、ブルーゾーンなど交通手段が幅狭しないような安全確保のための施策の早急な推進が課題となっています。

## 3 減少した自動車利用、増加した歩行・自転車利用

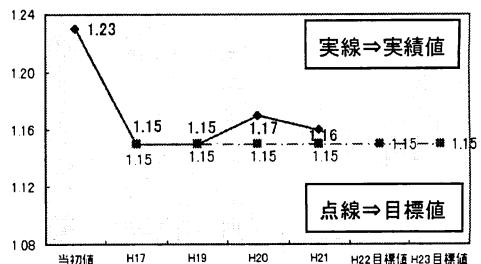
交通手段分担率は、これまで増加傾向にあった自動車が62.9%と前年度の65%と比較して、初めて減少に転じました。一方、歩行・自転車は24.8%と前年度の23.9%と比較して増加しており、今後も「マイカーを抑制し、公共交通と自転車利用促進を図る」交通環境を構築する必要があります。

## 4 減少したバス・鉄道利用

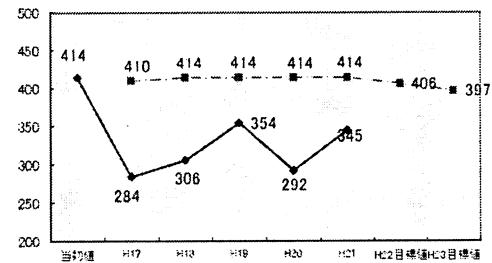
バス・鉄道利用者は、平成20年度に減少から横這い傾向となりました

## ■目指す成果（目標）■

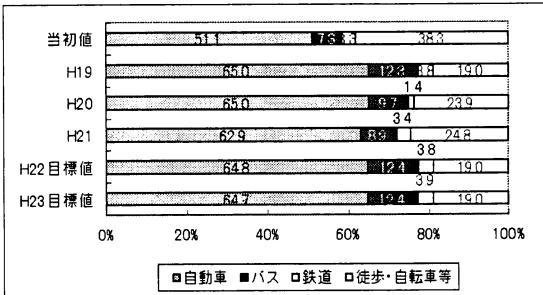
## ①平日の主要幹線道路の混雑度（割合）[↓]



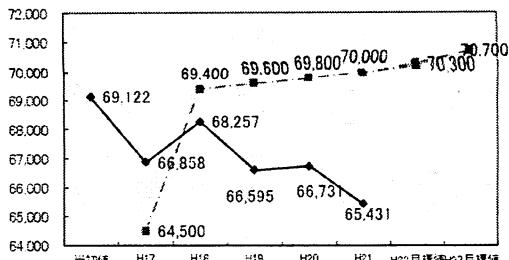
## ②無違反の歩行者・自転車が事故に遭った件数（件）[↓]



## ③交通の手段分担率の変化（%）[自動車↓、バス↑、鉄道↑、歩行・自転車等↑]



## ④1日当たりバス・鉄道利用者数（人）[↑]



が、平成21年度は65,431人/日と前年度の66,731人と比較して減少となりました。今後も、少子高齢化による通勤通学者の減少と利用者の減少が考えられ、一層の利用促進と高齢者利用に視点を広げた施策展開が必要となっています。

## ■基本的方向■

### 1 もりおか交通戦略<sup>注2</sup> 施策の実現のための街路事業の促進等

中心市街地活性化、公共交通利用促進の視点で策定した「もりおか交通戦略」に位置付けた歩行者・自転車空間確保やバス走行空間確保のために前提となる次の路線の整備を促進します。

- ・盛岡駅南大橋線（大沢川原工区）
- ・明治橋大沢川原線
- ・梨木町上米内線

また、本戦略に位置付けた前潟新駅について21年度の可能性調査を受けた詳細調査を実施します。

### 2 自転車走行空間の整備促進

21年度策定の自転車走行空間整備計画に基づき、本年度の岩手県立大学の公募型地域課題研究結果も反映させながら、国や県とも連携を図り、「市民生活を守る安全対策の充実」施策である岩手大学前市道（市道本町通二丁目上田四丁目線）のブルーゾーン設置事業等と相乗効果が図られるよう走行空間整備に取り組みます。

### 3 高齢者にやさしいバス施策の推進

本年度実施する玉山区のバス実証運行結果を基に、本格実施に向けた課題対応と具体施策を検討し、平成24年度の本格運行に向けた取組を行います。また、本格実証運行結果を基に市内の他のバス空白地域への適応性について検討を行います。松園地区については、当該地区の高齢化を踏まえた支線バスの新たな運行施策を引き続き検討を行います。

また、本年度から実施している「お出かけバス」については、アンケート結果を基に平成23年度以降の制度の方向性について検討を行います。

- ・松園地区、玉山区における新たな公共交通運行の検討と実証運行

#### \*注1 道路混雑度

通行する自動車交通量を円滑に走行できる交通量で割った値で、値が大きいほど混雑している道路となります。

#### \*注2 もりおか交通戦略

市では、今後の交通に対する考え方として「盛岡市総合交通計画」を策定し「自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車への転換を図ること」を基本方針と定めました。「もりおか交通戦略」は、この方針を受けて、概ね10年後を目標とする実現に向けた取組を段階的に進めた計画です。

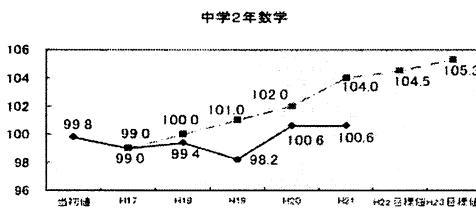
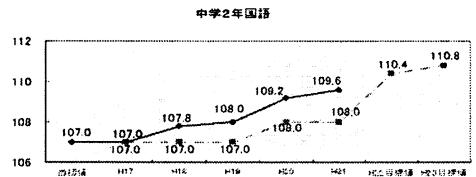
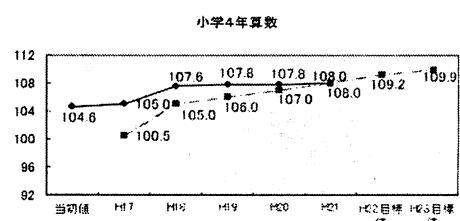
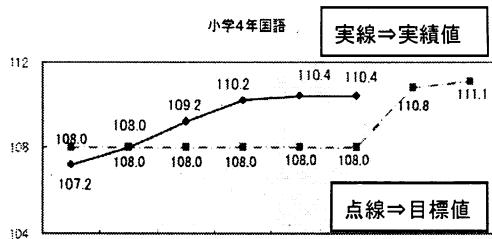
## 主要施策

## ■達成状況と課題■

- 1 盛岡の先人教育は、子どもたちの「夢」と「誇り」と「志」を育むため、これまで取り組んできた「盛岡らしい教育」を体系づけたものであり、家庭、地域等にも趣旨の理解が広がるよう内容の充実を図る必要があります。
- 2 学力検査において、小学校の国語、算数及び中学校の国語、数学とも全国水準を上回っていますが、中学校の数学は一層の向上を図る必要があります。
- 3 体力運動能力は、小中学校とも全国水準を上回っていますが、小学校は一層の体力の向上を図る必要があります。
- 4 不登校児童生徒の出現率は全国水準を下回っていますが、不登校児童生徒を解消するためには新たな不登校児童生徒を出さない配慮、不登校児童生徒及び保護者への援助、学校復帰への取組が大切であり、関係機関、団体等と連携して対応する必要があります。
- 5 小中学校等の配置については、少子化の進行、都市基盤の整備など学校教育を取り巻く環境が変化しており、外部有識者等からなる小中学校適正配置検討委員会において意見を聞き、学校等の規模や通学区域の設定等、適正配置基本方針を策定しており、これに基づき個々の小中学校の適正配置を検討していく必要があります。
- 6 学校施設等の整備については、耐震診断結果に基づく耐震補強整備の推進と児童生徒急増地区への対応に取り組む必要があるほか、老朽化が進み、通常の維持管理予算での対応が困難となってきている学校施設について、大規模改造工事や改築等の対応を検討する必要があります。また、教材教具など学校備品の更新やインターネットの高速化など、学習環境の整備充実を図る必要があります。
- 7 本市における小・中・高等学校等における校内LANは未整備であり、校務の情報化や生徒指導、授業用資料等の作成の効率化を図るために、早急な整備が必要です。
- 8 子どもを取り巻く環境は大きく変化してきていることから、児童生徒・家庭・地域社会・学校・行政が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てるという教育振興運動への期待が高まっています。

## ■目指す成果（目標）■

①小中学校学力検査の全国水準(100点として)との比較(±1点) [△]



## ■ 基本的方向 ■

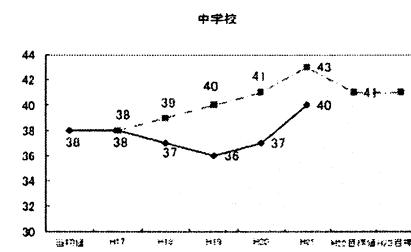
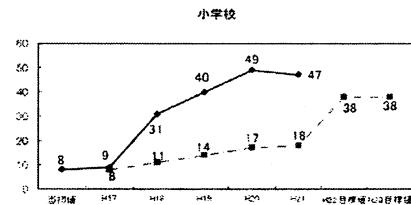
- 1 先人教育については、先人に関わる授業や体験のための実践事例集の作成や委託研究校の指定、教員研修など小中学校での取組を中心に先人教育推進計画の推進を図ります。
- 2 児童生徒の学力向上については、教員研修の充実を図るとともに個に応じたきめ細やかな指導体制を確立します。  
市立高校については、学力の向上と進路希望の実現のため、コース制の充実やカリキュラムの見直しに取り組みます。また、部活動の指導者確保に努め、生徒獲得のため入試制度の改善を進めます。さらに学校評議員制度<sup>注</sup>を活用してより一層開かれた特色ある学校づくりに努める等、教育環境の整備充実を図ります。
- 3 児童生徒の体力向上については、体育学習の充実や健康・安全に対する教育の取組を進めるとともに、学校体育施設の整備充実も必要であることから、計画的な整備に努めます。
- 4 不登校児童生徒については、児童生徒一人ひとりの実態に即したきめ細かな指導を行い、新たな不登校児童生徒を出さない配慮、不登校児童生徒及び保護者への援助、学校復帰への取組に努めます。
- 5 市立小中学校等の配置については、基本方針及び状況調査に基づき、個々の小中学校の適正配置について検討を進めます。  
完全給食未実施の11中学校の給食については、黒石野中学校ほか2校での実施を踏まえ、選択制完全給食の拡大を図ります。
- 6 学校施設等の整備については、第2次耐震診断等の結果や老朽度などを勘案して改築、改造・耐震補強の方針を決定し、学校施設等整備基本方針等に基づき計画的に整備を実施します。また、破損や老朽化が進んだ学校備品の更新や調べ学習等に使用するインターネットの高速化も計画的に進め、学習環境の整備充実を図ります。
- 7 校務用コンピュータや校内LANについては、校務の効率化や情報の適正管理の徹底等のため早急な整備が必要であることから、計画的な整備に努めます。
- 8 教育振興運動については、学校と家庭・地域社会が連携して、地域の教育課題を明確にしながら、地域に根ざした運動が展開できるように努めます。また、学校では、地域の教育力の学校教育への導入拡大により、地域と一体になっての学校運営を推進します。

### \*注 学校評議員制度

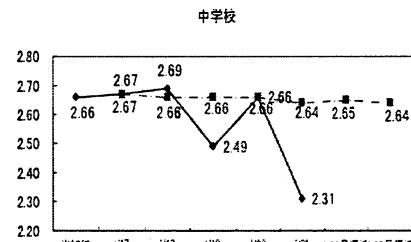
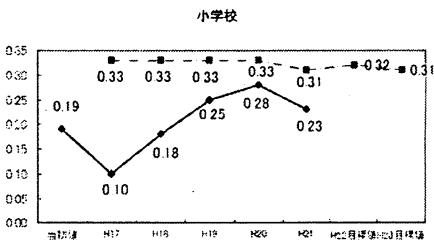
当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから校長の推薦により委嘱された学校評議員が、校長の求めに応じて、校長の学校運営に關し意見を述べることができる制度です。

## ■ 目指す成果（目標） ■

- ②体力運動能力（走・跳・投）の全国水準との比較（全国水準を上回っている種目の数）（種目）〔ア〕



- ③問題行動調査(不登校)の出現率(ポイント)〔イ〕



## ■達成状況と課題■

## &lt; 農業 &gt;

農業純生産額は前年度を少しだけ下回り、その要因として、農産物価格の低迷と生産資材の価格高騰が大きく影響していると思われ、次の課題がある。

- ① 認定農業者や後継者及び経営意欲の高い経営体の育成と、農業基盤施設の適正管理による機能維持
- ② 戸別所得補償制度<sup>注1</sup>や中山間地域等直接支払制度等による営農活動の支援
- ③ 減農薬、減化学肥料による特別栽培と、農畜産物の販路拡大の促進
- ④ アロニアや短角牛などブランド商品開発、産地直売施設の経営強化、グリーンツーリズム<sup>注2</sup>等の新規開拓
- ⑤ 農地の有効利用と耕作放棄地の解消
- ⑥ 有機物資源活用施設の整備促進
- ⑦ 地場農畜産物の農・商・工連携による6次産業<sup>注3</sup>化への誘導と、販路の開拓
- ⑧ 食育推進計画に基づいた農業分野の実践

## &lt; 林業 &gt;

林業純生産額は前年度より小幅に増加しているが、その要因として木材価格の低迷が続いてきた中で、国産材の利用割合が増加しており、特にカラマツの価格が上昇したことや、市産材活用の効果もあったと思われる

- ① 市産材需要の拡大による地域林業の活性化
- ② 健全な森林の育成（特に、カラマツ伐採跡地の再造林と間伐材の利用など）

## ■基本的方向■

農林業を取り巻く環境は依然として厳しいことから、国の政策に期待するだけでなく、地域の市民が地域の農業を、また地域の林業を支えていく取り組みを積極的に展開する。

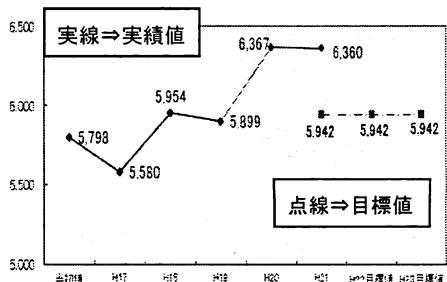
そのために、特徴ある気候や地形など、多様な生産環境と、多くの消費人口を抱えている当市の立地条件を生かしながら、魅力ある都市型の農林業を展開します。

## &lt; 農業 &gt;

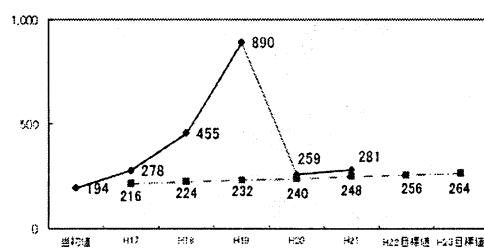
- 1 耕作放棄地の再生と発生防止のため、関係機関と連携を強化して耕地の復元や、農地

## ■目指す成果（目標）■

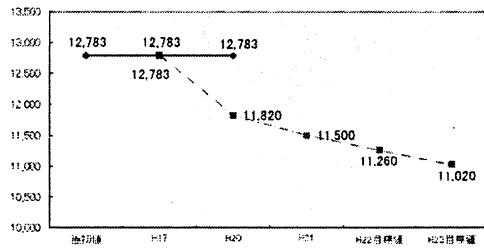
## ①生産農業所得（百万円）[↑]



## ②林業純生産額（百万円）[↑]



## ③販売農家從事者数（人）[↑]



の流動化を促進するほか、戸別所得補償制度等の積極的な活用を促進します。また、食料自給力を高めるため、生産性の向上に向けた農地集積の促進とともに、適地適作による多品目栽培や高収益作物の導入などを促進します。

- 2 新規就農対策として希望者への関係機関による里親的制度など新たな支援を図るとともに、農業の担い手の育成・確保のため、農業技術研修や営農支援制度の周知を図ります。
- 3 米粉麺や米粉パンなどの加工用米や飼料用米の需要拡大に向け、生産者と利用者のマッチングを図り、休耕田の有効活用を図ります。
- 4 いわて短角和牛、行者ニンニク、アロニアなど地域特産物のブランド化について、生産拡大とともに販路の拡大などより積極的に取り組みます。また、岩手大学や企業等の産学官連携による情報交換や共同研究・開発などを促進します。
- 5 農畜産物の販路の拡大と消費者の地産地消への志向に応えるため、産直のネットワーク化による情報発信や多様なイベントの開催など、産地直売事業の魅力ある取組を促進します。
- 6 有機物資源の循環と環境にやさしい農業の実現のため、堆肥生産施設を整備し、畜産農家と堆肥利用者である耕種農家の連携を促進するとともに、減化学肥料・減農薬の使用などを促進します。
- 7 農業への理解を深めるとともに、農山村地域の活性化のため、市民農園の開設や農業体験イベントの開催、グリーンツーリズムの展開などの取組を促進します。
- 8 食育の実践として、農業や農村への理解や農畜産物への知識や、「食」の大切さの認識を深めるため、生産現場の見学や、農畜産物の展示販売のほか農作業体験を促進します。

#### < 林業 >

- 1 持続可能な森林経営を図るため、再造林や間伐を促進します。また、林道・作業道等の生産基盤の整備や森林作業の集約化を促進するとともに、作業区域を円滑に決定するため、森林所有境界の明確化を促進します。
- 2 林業生産活動を通して森林の健全性を維持し、森林公園等を活用して多様な森林機能の理解を深めるとともに、市産材利用の啓発や流通の仕組みづくりを促進するほか、公共事業での市産材利用を推進します。
- 3 地球温暖化防止対策として有効な木質バイオマスの利用拡大に向けた積極的な取り組みを推進します。

#### \*注1 戸別所得補償制度

販売価格が生産費を恒常に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより農業経営の安定と国内生産力を確保する制度

#### \*注2 グリーンツーリズム

旅行者が料金を支払い、農家などに滞在し農林漁業等の作業体験やその地域の歴史や自然等を楽しむ体験型の観光のことです。

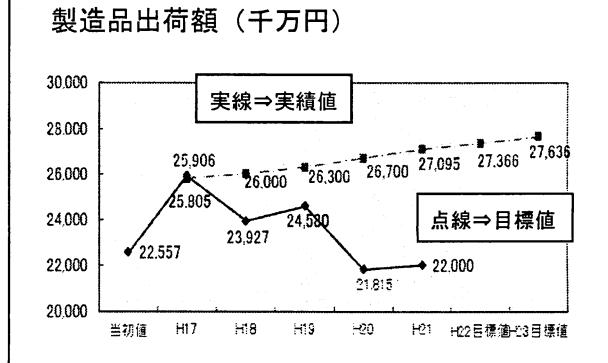
#### \*注3 6次産業

農業などの第一次産業が食品加工などの第二次産業や流通販売などの第三次産業にも、主体的かつ総合的に関わり業務展開している経営形態のことです。

## ■達成状況と課題■

- 1 平成17年度以降、地場企業の生産基盤の整備に資するため四十四田企業団地(盛岡テクノパーク)のほか、本市に集積している大学や研究機関などの知的財産を活用し、産業支援を積極的に行っていくため、岩手大学構内に産学官連携研究センターを、盛岡南新都市内に産業等用地と新事業創出支援センターを整備しました。しかし、製造品出荷額については、本格的な企業誘致を行える工業団地が未整備であること、長期の景気低迷や原油・原材料価格の高騰、国際金融危機を受けた経済の縮小により設備投資マインドが冷え込む中、雇用と地域活性化の担い手である企業の財務等体力の維持など、経営安定化に必要な支援が求められています。
- 2 企業の投資マインドが減退傾向にあっても将来に備えた技術開発、新製品開発には継続的に投資されるものであることから、産学官連携をより一層推進し、大学・研究機関と市内企業との共同研究を推進するほか、産学官連携研究センターや新事業創出支援センターへの入居・活用の更なる促進が求められています。
- 3 製造品出荷額の増や雇用の拡大を図るために、製造業等の工場立地を促進する必要があり、首都圏等での積極的な誘致活動や盛岡テクノパークの残存用地への地場企業等の早期入居促進と併せて、地価が安く交通アクセスに恵まれた新たな工業用地の整備が求められています。
- 4 新技術や新製品開発、経営革新等により経済活性化を図ることを視野に入れ、起業を図ろうとする者に対する支援が求められています。
- 5 不況等による厳しい経営環境が長く続き地場産業や伝統産業の疲弊が目立ってきており、後継者育成など振興に向けた支援が求められています。

## ■目指す成果（目標）■



## ■基本的方向■

本市及び周辺地域が有する技術・人材等の地域資源や充実した生活基盤、地盤が強固で災害に強いという優位性を最大限に活用し、産学官連携や企業誘致を積極的に行い、地場企業とのネットワークを構築しながら、産業の活性化並びに雇用の場の創出に努めます。

- 1 産学官連携研究センターでは、岩手大学の研究成果を基に新技術・新製品開発を行う企業等に対し、廉価な研究スペースを提供するとともにインキュベーション・マネージ

ヤー（IM）<sup>注</sup>を配置し、経営指導や新製品の販路開拓支援など大学と連携しながら各種支援を行います。また、新事業創出支援センターでは、産学官連携研究センターでの研究開発より更に実用化に近い新技術・新製品の研究開発や試作品生産など新事業を創出しようとする企業等を支援するため、廉価な貸工場を提供するとともに、IMを配置し経営指導や新製品の販路開拓支援など各種支援を行います。

- 2 産学官連携研究センター、新事業創出支援センター及び産業等用地を含む盛岡南地区等への企業誘致と併せ、盛岡広域地域産業活性化協議会で策定した基本計画を基に「組込みソフトとIT・システム関連産業、食料品製造業」の誘致に重点的に取り組むとともに、新たな工業団地の整備に伴う製造業等の誘致に対する取組の強化に努めます。また、伝統工芸や既存の地場産業の振興を図るため、商工団体や盛岡地域地場産業振興センターと連携し、経営指導や新製品開発、販路拡大等の支援に努めます。
- 3 玉山区に製造業を中心とした新たな工業団地を整備するため、工場適地調査の結果を踏まえ、開発の具体化に向けた事務を継続して進めます。
- 4 四十四田企業団地については、団地組合、商工団体と連携しながら早期に残存用地への新たな企業の立地を進めます。また、移転間もない入居企業の経営診断を行う等により経営安定化に資するよう努めます。
- 5 産業支援センターでは、IMによる起業間もない入居者の支援や起業家塾の開催を継続するとともに、支援センターの活動状況を広く市民に周知し、より幅広い起業志向者の掘り起こしと支援を行います。
- 6 中小企業者を資金面から支援するため、一定の条件の下、県信用保証協会への保証料を市で負担するなど適切な金融施策を行います。
- 7 後継者が極めて少なくこのままでは生産主体や技術や途絶えてしまう伝統工芸の振興に向け、後継者育成や販売活動の支援に努めます。

\*注 インキュベーション・マネージャー（IM）

新たに事業を起こうとしている人に対し、事業の立ち上げ、経営体制づくりなどの経営課題や事業提携、助成制度の活用など、不足するものを幅広く補い相談相手となって事業まで導く人。

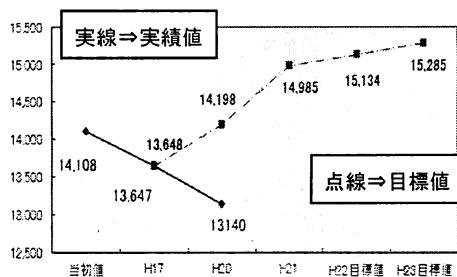
## ■達成状況と課題■

1 中心市街地等の商店街は、地域文化や伝統の承継・発展などのコミュニティ活動を担う役割と、地域住民が交流する場等を提供してきましたが、近年、高齢社会の進展や郊外型大型店の立地が進む中で、この「街の顔」ともいるべき中心市街地の商店街の年間小売販売額、店舗数等が減少傾向にあり、商店街の賑わいが弱まってきており、このため卸・小売の年間販売額は、全体的に減少傾向が続き、目標を下回っています。一方、サービス業の事業所数は、平成17年以降、サービス業の多様化に伴い増加傾向にあると考えられます。

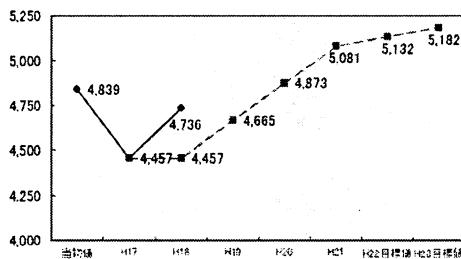
- 2 中心市街地等の商店街が、郊外の大店と共に存共栄しながら、その活力を維持向上させ広域的に集客力を高めていくためには、より魅力ある商店街や個店づくりのほか、お城を中心とした賑わいづくり等への取組が必要であり、このため、本市の中心市街地活性化基本計画に基づく事業実施や、中心市街地以外の商店街のイベント事業の実施等により、その活性化が求められています。
- 3 中心市街地ではない地区(エリア)、特に近場に生鮮食料品等のスーパーなどが無く、高齢者の多い地区における買い物の利便性確保について検討が求められています。

## ■目指す成果(目標)■

## ①卸・小売の年間販売額(億円) [▲]



## ②サービス業の事業所数(事業所) [▲]



## ■基本的方向■

中心市街地活性化基本計画に基づき、国や民間事業者、商業団体と連携して各種事業を実施し中心市街地の活性化を推進するとともに、中心市街地等の商店街や郊外大型店が行う魅力ある商店街や個店づくり、買物環境の整備、イベント開催などの取組を支援することにより、賑わいと求心力のある商業・サービス業の振興に努めます。

- 1 中心市街地活性化基本計画に掲げている各種事業の着実な推進を図るため、必要に応じて国や民間事業者等と調整を図るほか、目標の達成度合いを示す数値の検証を行うなど計画全体の進行管理に努めます。
- 2 商店街の魅力向上への取組

- (1) 盛岡商工会議所、盛岡まちづくり㈱等の商業団体と連携して、商店街の基盤整備や施設整備の検討、魅力ある集客施設の誘致や人材育成等を促進するとともに、商店街等が行うイベント、キャンペーンを継続して支援します。
- (2) 中心市街地の商店街の活力を取り戻すため、個人や企業が空き店舗へ出店する際の改装費用の一部助成や、商店街が高齢者等が気軽に休めるベンチ等の設置費補助を継続して実施します。
- (3) 全国的に珍しい「映画館通り」の名とともに賑わいを有する中心市街地の映画館街を主テーマにした「映画の街盛岡」推進事業や「もりおか映画祭」を実施するほか、「盛岡三大麺」や「ゆかた」など魅力ある素材を活用した「めん都・盛岡」推進事業や「ゆかたのまち盛岡」推進事業を実施し、より賑わいの創出と集客の向上に努めます。

### 3 個店の魅力向上への取組

- (1) 商店街等が実施する活性化のための研修等に際し、講師派遣費の助成など個店等の魅力向上への取組を支援します。
  - (2) 産業支援センターや盛岡商工会議所、盛岡まちづくり㈱と連携し、個店形態での新規創業上の課題等について相談や同業者への紹介等を行い、商業や多様なサービス業の新規創業者の増加に努める。
- 4 居住地近隣に生鮮食料品等の小売店舗が減少し、高齢者数の割合の高い地区における買い物の利便性の確保のため、庁内関係課との協議をはじめ、生鮮食料品等の小売・流通事業者などからのヒアリングや住民アンケートの調査を踏まえながら、今後の支援の在り方などを研究します。

## ■達成状況と課題■

1 企業誘致については、20年10月以降の世界同時不況等により企業の設備投資を控える傾向があり、21年度は結果的に誘致につながらなかったものの、ここにきて一部企業では工場増設の準備が進められているなど、持ち直しの方向にあることから積極的な誘致活動が求められています。

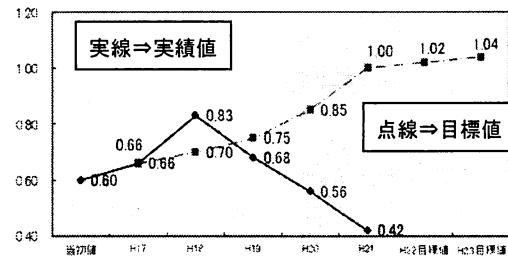
2 盛岡職業安定所管内の求人倍率は、下降傾向で推移していたところですが、22年8月末現在で0.51倍、昨年同時期に比べ0.11ポイント回復し、持ち直し傾向にあるものの依然厳しい状況であります。

新規学卒就職者の高い早期離職率や高卒者対象の地元求人件数の激減等、若年者の雇用環境は一段と厳しさを増しており、効果的な対策が求められていますほか、少子・高齢化が伸展し、高年齢者の雇用の場の確保や障がい者の雇用・就業支援、子育て求職者への支援等の対策が求められています。

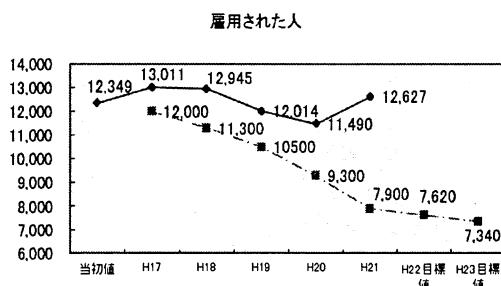
3 長引く景気の低迷もあり、勤労者の福祉向上と生活安定を図るため、勤労者に対する融資制度や中小企業勤労者への福利厚生事業などの支援が求められています。

## ■目指す成果（目標）■

## ① 盛岡職業安定所管内の求人倍率(倍) [↗]

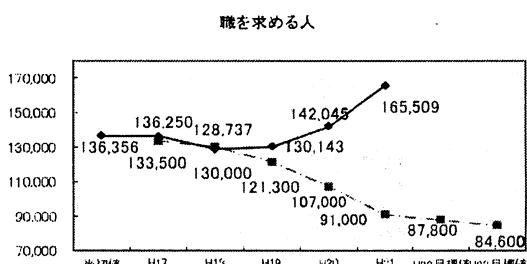


## ② 新たに雇用された人の数



※「雇用された人」…盛岡公共職業安定所が公表する「求人求職状況」による年間合計数

## ③ 職を求める人の数(人) [↖]



※「職を求める人」…盛岡公共職業安定所が公表する「求人求職状況」による月間有効求職者数の年間合計数

## ■基本的方向

雇用失業情勢を踏まえ、特に若年者に対する職業意識の啓発や職業情報の提供等の就業支援を行うほか、産学官連携により企業活動の活性化を支援するとともに、盛岡広域の他市町村と連携し企業誘致を推進し雇用の創出を図ります。また、商工団体及び企業に対し、雇用枠の拡大や正規雇用、障がい者雇用拡大についても要請し、雇用環境の改善を図

ります。

### 1 企業誘致への取組

- (1) 県及び盛岡広域の市町村等と連携して I T 関連産業、研究開発型製造業、食料品製造業の誘致のほか、雇用吸収力が比較的大きい企業の誘致を推進します。
- (2) 組込みソフトをはじめとした I T 関連の人材養成を継続し、企業が望む I T 人材の育成を推進します。
- (3) 21年11月に設立した盛岡広域産業人会等を活用するとともに、首都圏において盛岡広域企業誘致フォーラムを開催するなど、首都圏等における誘致活動を積極的に展開していきます。

### 2 雇用対策の推進への取組

- (1) 商工業、観光、農林業など産業振興施策を積極的に推進し、特にも、地場企業の生産基盤の整備、産学官連携による共同研究の促進と新産業の創出、起業家支援などを推進強化することにより雇用の創出を図ります。
- (2) 雇用環境の改善を図るため、国の基金を活用して失業者の雇用を創出するとともに、正規雇用、障がい者雇用の維持・拡大について誘致企業をはじめ企業や関係団体への要請を強化するとともに市民への啓発を進めます。
- (3) 若年者の就職相談、適性診断などの支援を行うための「ジョブカフェいわて」やいわゆるニートと呼ばれる若年者の自立を支援するための「盛岡地域若者サポートステーション」の運営を行うとともに、雇用のミスマッチ<sup>注1</sup>を防ぐため、高校生インターンシップ<sup>注2</sup>事業や高校生スキルアップ事業を実施します。
- (4) 新規高卒者(市内在住市民)の地元への就職を支援するため、国・県等と連携し各支援策を周知・活用促進を図るとともに、整合性を図りながら市としての支援策を検討します。

### 3 勤労者福祉の充実への取組

- (1) 盛岡市シルバー人材センターを通じて、高年齢者の希望に応じた就業を支援することにより、高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ります。
- (2) 勤労者の生活安定を図るため、生活安定資金など貸付金の融資枠を設けるほか、健 康保持のため勤労福祉施設の利用促進を図ります。
- (3) 中小企業勤労者福祉の向上を図るとともに中小企業の振興、地域社会の活性化に資するため、勤労者福祉サービスセンターを通じて中小企業勤労者福利厚生事業を実施します。

#### \*注1 雇用のミスマッチ

労働力を求める求人側のニーズと求職者のニーズがうまく合致しないことです。

#### \*注2 インターンシップ

学生が在学中に専攻学科の関連企業へ体験入社することです。現在では、中高校生も含め、広く就業体験の意味で使われています。

## ■達成状況と課題■

1 住宅を含めた周囲の道路状況等について、市民アンケート調査「快適な居住環境である」と答えた市民の割合は、21年度実績は46.0%となり、前年度実績(47.7%)を1.7%下回っており、目標値(51.0%)には至りませんでした。

また、市道舗装率は21年度実績が81.7%と前年度実績と同じであり、目標値(83.0%)には至りませんでした。

なお、橋梁を含めた道路施設全般の老朽化が著しく進んでおり、計画的な維持補修管理が課題となっています。

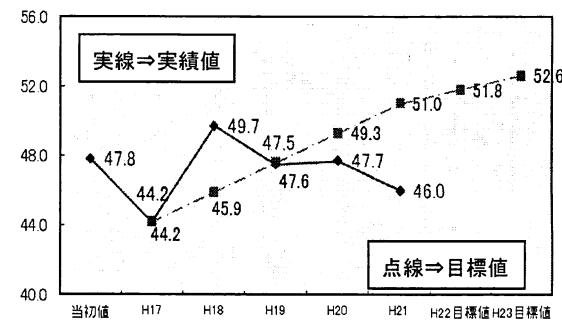
2 道路除排雪については、除雪委託業者及び除雪車両の増強、迅速な降雪状況の把握、更なる市民協働の推進、市民への情報提供の拡充などが課題となっています。

3 開発許可については、市街化区域内の未利用地の土地利用を進めることができます。また、宅地造成工事許可については、制度の周知を図るとともに危険箇所の是正を進めることができます。

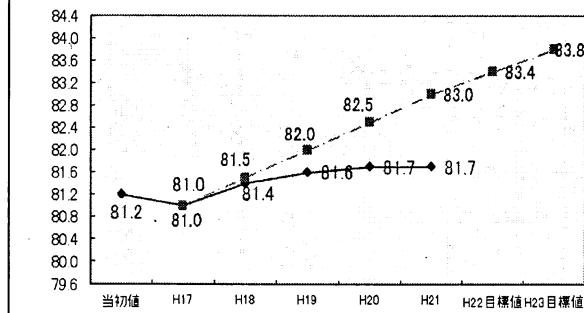
4 個人の戸建て木造住宅の耐震化（診断及び改修）については、国・県の耐震支援事業化に合わせて市の耐震改修補助事業を20年度から創設し事業を実施しましたが、21年度においては応募（抽選）後に諸事情により辞退等が相次ぎ応募者数が減少したことや耐震化費用が事案（補強並びに改修計画）によって高額となることなどが課題となっています。

## ■目指す成果（目標）■

①アンケート調査「快適な居住環境である」と答えた市民の割合（%）[↑]



②市道舗装率（%）[↑]



## ■基本的方向■

1 市民の日常生活を支える上で必要不可欠な市道については、緊急性、重要性、地域性など十分考慮しながら限られた財源で効率的かつ効果的な維持管理に努めることを基本とし、未舗装道路の舗装を積極的に進めるほか、老朽化した橋梁の長寿命化修繕計画<sup>注1</sup>策定の準備を進めます。また、道路を資産（アセット）と捉え効率よく運用・管理する

ため、アセットマネジメントシステム<sup>注2</sup>導入の検討を行います。

- 2 道路除排雪については、市民の冬期間の安心・安全・快適な交通確保のため、生活道路の除雪率 100%を目指すとともに、委託業者の確保や保有する除雪機械の増強を図り除雪路線の拡大に努めます。また、市民協働の除排雪を推進するため、町内会に貸与する小型除雪機械の増強に努めるとともに、市民に対し降雪状況や雪捨て場の状況、貸出し用ダンプトラックの利用状況など最新情報の提供に努めます。
- 3 開発許可については、本市の実情に応じた許可基準の見直しに取り組みます。また、宅地造成工事許可については、制度周知の徹底及び危険箇所是正のための現地パトロールや指導・勧告等の強化に努めます。
- 4 個人の戸建て木造住宅の耐震化（診断及び改修）については、継続して実施することが成果に繋がる大きな要因でありますことから、耐震診断及び改修支援事業の促進のために市民PRの強化に努めるとともに、建築業者などに1戸当たりの改修費用があまり高額にならないように適切な指導（工夫や配慮などの助言等）に努めます。

\*注1 長寿命化修繕計画

地方公共団体ごとに策定する橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減に関する事項を定めた計画です。

\*注2 アセットマネジメントシステム

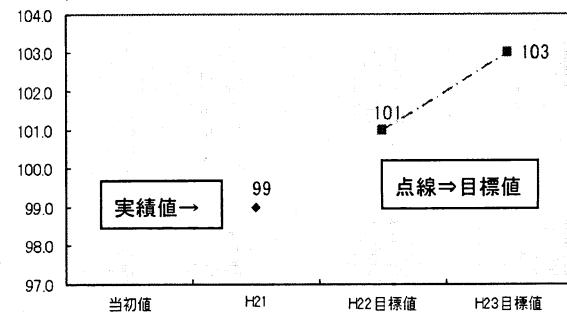
橋梁、トンネル、舗装等を道路資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法です。

## ■達成状況と課題■

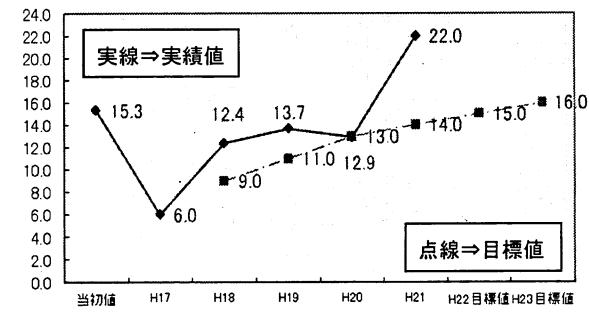
- 1 情報公開制度の適正な運用を図るため、職員の理解向上と行政文書の適正な管理が必要であるほか、制度の利便性を向上させ、行政情報の利用の促進を図る必要があります。
- 2 NPO等との協働推進については、協働事業の増加は認められますが、全般的な協働意識の醸成をより一層深めるため、行政とNPO等双方に対して「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」の浸透を図る必要があります。また、NPOと地縁団体の交流を支援する必要があります。
- 3 まちづくり懇談会は、地域課題や将来のまちのあり方などについて市長が市民に直接、施策などを説明し、意見を交換する協働の機会であり、懇談内容の充実を図る必要があります。
- 4 パブリックコメント<sup>注1</sup>は、市民の市政への参画の推進と行政の説明責任を明確にすることを目的としているが、案件により市民等の意見の提出状況に開きがあり、テーマの種類によって市民の関心度が異なり、意見数に影響しているものと考えられます。周知方法及び市民が理解しやすい資料作成の工夫もしながら、より多くの意見が提出される状況を創出する必要があります。
- 5 パブリックインボルブメント<sup>注2</sup>は、平成19年度から導入しており、ホームページにおいて実績を公開し、ノウハウの蓄積を図っています。更に、多くの機会に活用すべく制度周知等の取組が必要です。
- 6 テレビ都南は、平成23年7月に予定されているアナログ放送終了と同時に施設を廃止する方針としており、事業終了までの管理運営及び加入者の地上デジタル放送受信への円滑な移行とともに、早期に施設を撤去する必要があります。
- 7 平成22年度から地域協働推進事務局を設置し、地域協働の制度の構築を進める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

## ①市民参加を推し進めている累計事業数（事業数）[カ]



## ②パブリックコメントに寄せられた1件あたりの意見数（件）[カ]



## ■ 基本的方向 ■

---

- 1 文書主任会議や各種研修会等において職員への情報公開制度の理解向上に関する指導を徹底するとともに、文書管理システムによるインターネットでの文書件名の公開に取り組むなど情報公開制度の活用を促進します。
- 2 市民講座等各種事業を通じて、市民が市政に対し提案・参加しやすい環境づくりを推進するとともに、職員には、説明会等により協働意識の醸成を図ります。また、NPO、地縁団体、企業等の相互理解、協力体制を強化するため「もりおか市民活動支援室」<sup>注3</sup>を活用し、更なる支援の充実に努めます。
- 3 まちづくり懇談会では、地域の課題に配慮しながら市民の提言や意見を懇談事項とし、ともに考え、建設的な議論が深まるような運営に努めます。
- 4 パブリックコメントの実施機関は、意見募集を行う旨の周知について多様な方法を活用するとともに対象となる計画等の内容について、市民が理解しやすいよう論点を整理し、体系図や図表を活用するなど分かりやすい資料を添付し、広く意見が提出される環境を整えるよう努めます。
- 5 パブリックインボルブメントについて、更に制度の周知に努め、市の事業の企画、構想段階からの住民の積極的参画を促すことにより、市民協働のまちづくりを推進します。
- 6 テレビ都南の事業終了まで指定管理者と連携を図り、施設運営を円滑に行うとともに、地上デジタル放送受信アンテナ設置費補助の継続実施を進めます。また、テレビ都南廃止後は、施設の撤去を計画的に進めます。
- 7 地域協働の仕組みづくりにあたっては、地域コミュニティにおいて地域の多様な主体が活力を結集し、相互に連携・分担して地域が必要とする社会的サービスの提供に主体的かつ効果的・効率的に取り組めるよう環境整備を進めるため、モデル地区での試行を行います。

\*注1 パブリックコメント

重要な施策や計画などを策定する場合に、その原案などを公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討して決定する仕組みです。

\*注2 パブリックインボルブメント

直訳すれば「市民を巻き込むこと」となりますが、都市計画や公共事業などの構想・計画段階や事業実施段階において、住民がその計画等の策定に加わることをいいます。

行政は、その計画等に関する情報を明らかにし、住民と意見、情報を交換できる場を提供したり、質問を受ける方策を講じたりしながら、合意形成を図っていくことになります。

\*注3 もりおか市民活動支援室

地域活動・市民活動の活性化事業の拠点として、盛岡観光文化交流センター（プラザおでって）1階事務室に支援室を設置し、町内会・自治会、NPO等の活動支援や連携支援を行い、団体の活動活性化と市民協働のまちづくり実現のための基盤整備を行います。

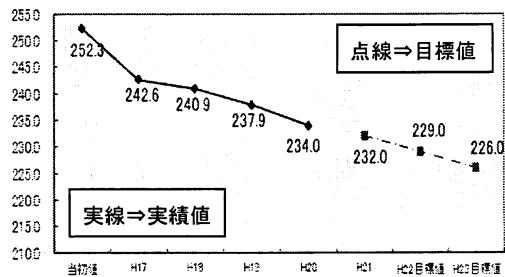
## 一 般 施 策

## ■達成状況と課題■

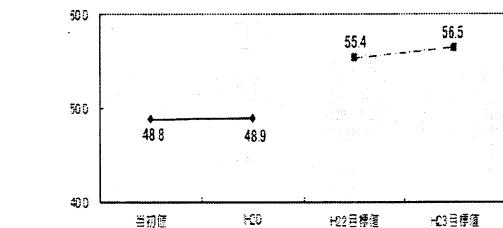
- 1 市民の健康増進を図るため、市民自らが生活習慣を改善して発病を予防する「一次予防」と、健康診査・がん検診等受診促進により病気の早期発見・早期治療を進める「二次予防」に重点をおいた取り組みが必要です。
- 2 生活習慣を起因とする高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が年々増加しており、「メタボリック症候群<sup>注2</sup>」が疑われる早期の段階から、生活習慣病の発症を防止する取組が必要です。
- 3 社会情勢の変化に伴い、うつ病や自殺者が増加しており、こころの健康づくりが重要となっています。
- 4 乳幼児や児童、高齢者等が感染症にかかり、病気がまん延することを防止する必要があります。
- 5 市保健所の機能を活用し、市民生活に直結する保健衛生情報及びサービスを迅速で効率的に提供する必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

- ① 生活習慣病の死亡率（人口10万対年齢調整死亡率<sup>注1</sup>）[↓]



- ②アンケート調査「自分が健康であると思う」と答えた市民の割合（%）[↑]



## ■基本的方向■

- 1 健康診査・がん検診の受診率向上のため、個人通知や広報、地域回覧等による周知を行い、健康づくり意識の高揚を図ります。
- 2 市民一人ひとりが生活習慣改善の必要性に気付き、望ましい生活習慣を身に付けるために、各種健康づくり教室、病態別栄養教室などの集団健康教育や健康相談を行い、正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域に根差した健康づくりが推進できるよう、保健推進員等の健康づくりサポーターを育成し、活動を支援します。  
また、特定健診の結果から発見された要保健指導者に、特定保健指導<sup>注3</sup>や個別の健康教育により、個人の健康課題に応じた保健指導を重点的に行い、生活習慣の改善を支援します。
- 3 心の病気や休養の必要性について、正しい知識を普及啓発するとともに、精神保健関係の講座・講演会を開催します。また、こころの健康相談窓口について周知を図り、気

軽に相談しやすい体制づくりに努めながら、関係機関等のネットワークづくりを行います。

- 4 予防接種法による各種の予防接種を行うほか、乳幼児対象のインフルエンザ予防接種に対して助成をします。
- 5 健康診査等の保健事業とともに、精神・難病・感染症対策や学校、事業所等に対する栄養改善指導等の専門分野に関する一貫した総合的なサービスを提供するほか、感染症の集団発生、食中毒の発生等の健康危機管理に努めます。

\*注1 人口10万対年齢調整死亡率

年齢構成が著しく異なる人口集団の間での死亡率などについて、その年齢構成の差を取り除いて比較する場合に用いる数値です。

\*注2 メタボリック症候群

内臓脂肪型肥満（内臓に脂肪が蓄積した肥満）によって、高血圧や脂質異常、高血糖等になり、様々な病気が引き起こされやすくなった状態のことです。

\*注3 特定保健指導

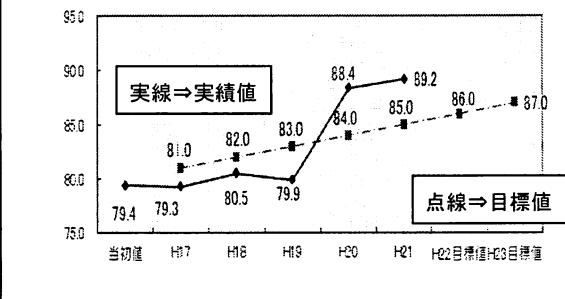
医療保険者が行う特定健診により、国の基準で選定された要保健指導者に対し、一定のプログラムで行う指導（動機づけ支援、積極的支援等）のことです。

## ■達成状況と課題■

- 1 医療制度改革が進む中、すべての人がいつでも必要な医療サービスを受けられる医療体制の整備が求められています。
- 2 医師確保は、個々の自治体の努力のみでは困難であり、県全体で継続的に取り組む必要があります。
- 3 夜間などに初期救急患者が第二次・第三次救急医療機関に集中することは、重症患者の治療の妨げや医師の過重労働による疲弊など、医療現場に大きな影響をもたらしていることから、適正な受診を促していく必要があります。
- 4 市立病院は、医療を取り巻く環境の変化や市民の医療ニーズの多様化に対応しながら、盛岡保健医療圏において他の医療機関との連携のもとに、公立病院としての役割を十分に發揮し、市民に良質な医療を提供していく必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

アンケート調査「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合（%）[%]



## ■基本的方向■

- 1 医療機関の連携と機能分担を図り、信頼される地域医療と救急体制の維持に努めます。
- 2 県及び県内他市町村と協力して、将来県内の公立病院に従事しようとする医学生に対して、市町村医師養成修学資金の貸付けを実施し、医師の養成、確保に努めます。
- 3 夜間における安定した救急医療を維持するため、日中の受診や夜間急患診療所の適切な受診について周知・啓発を行うとともに、初期救急医療<sup>注1</sup>機関として夜間急患診療所の安定的な運営に努めます。
- 4 市立病院では、亜急性期患者<sup>注2</sup>の受け入れを中心とした他の医療機関との連携の推進や、収益の確保と費用の一層の節減を行うなど、引き続き経営の改善に取り組みます。

\*注1 初期救急医療

入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者へ対応する救急医療のことです。

盛岡広域医療圏では、下図のとおり初期～第三次までの救急医療の体制をとっており、市は夜間急患診療所において、初期救急医療を担っています。

初期救急医療

●盛岡市夜間急患診療所 ●在宅当番医制	入院の必要のない比較的軽症な救急患者に対応する。
------------------------	--------------------------



入院救急医療（第二次救急医療）

●病院群輪番制 ●小児救急医療支援事業	入院治療を必要とする重症救急患者に対応する。
------------------------	------------------------



救命救急医療（第三次救急医療）

●岩手医大附属病院 岩手県高度救命救急センター	緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる疾病等、幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に行う。
----------------------------	---

\*注2 亜急性期患者

病気のなりはじめの自・他覚症状の激しい時期(急性期)が一段落し、症状も徐々に回復し安定していく時期にある患者をいいます。

## ■達成状況と課題■

1 障害者手帳所持者数に対する障害福祉サービス受給者数の割合は、平成21年度の目標値13.51%に対して、実績値14.16%と0.65ポイント上回っています。

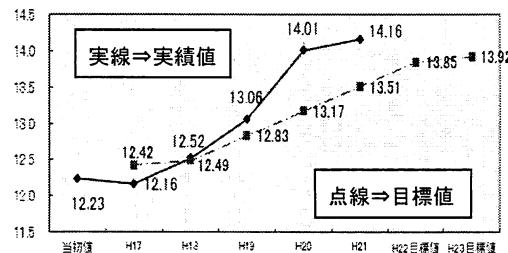
また、入所施設や精神病院からグループホーム・ケアホーム・一般住宅などの地域へ移行した人や、施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じ、退所して一般就労した人の実績値は、目標数値を下回ったものがあります。

今後においても、障がい者の障がい程度等に応じた必要なサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていく必要があります。

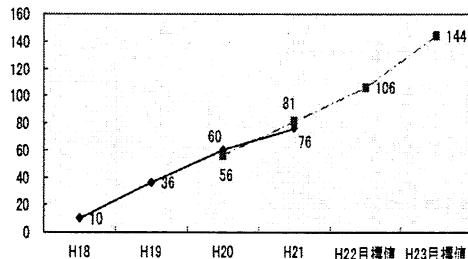
2 障がいのある人もない人も社会の中で普通の生活を送ることができるような条件を整え、共に生きる社会の実現が求められていることから、地域の実情や障がい者の状況に応じて柔軟に実施できる事業を推進していく必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

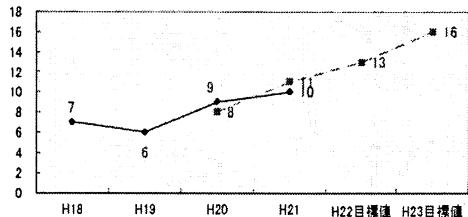
## ①障害福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数（身体・療育・精神）[%] [↗]



## ②施設、病院から地域への移行（人）[↗]



## ③施設から一般就労への移行（人）[↗]



## ■基本的方向■

- 障がい者の障がい程度や介護者、居住などの実情を踏まえ、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）、共同生活介護（ケアホーム）<sup>注1</sup>、共同生活援助（グループホーム）<sup>注2</sup>、補装具<sup>注3</sup>の給付、児童デイサービスなど、必要とする障がい福祉のサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図ります。
- 障がい者の地域における生活を支援するため、相談支援事業や手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣、地域活動支援センター<sup>注4</sup>事業、日中一時支援<sup>注5</sup>事業、日常生活用具の給付、障がい者スポーツ大会の開催、点字広報の発行などの事業を実施します。

- \*注1 共同生活介護（ケアホーム）  
夜間や休日に、入浴、排せつ、食事などの介護援助を受けながら、共同で生活する場です。
- \*注2 共同生活援助（グループホーム）  
夜間や休日に、相談など、日常生活上の援助を受けながら共同で生活する場です。
- \*注3 補装具  
障がい者の身体機能を補完、または代替するため、長時間にわたり継続して使用する義肢、歩行器、車いす、補聴器などです。
- \*注4 地域活動支援センター  
創作的活動や生産活動の機会の提供に加えて、次の区分に応じて事業を行う施設です。  
I型 --- 専門職員を配置し、相談支援事業等を行います。  
II型 --- 雇用、就労が困難な障がい者に対し、機能訓練、社会適用訓練等を行います。  
III型 --- 地域の障がい者団体等が行う通所による支援事業であり、地域の相談窓口や地域との交流事業、センター間の連携事業を行います。
- \*注5 日中一時支援  
障がい者の家族の就労や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者に対する見守り、日常的な訓練又は創作活動の機会を提供する事業です。

## ■達成状況と課題■

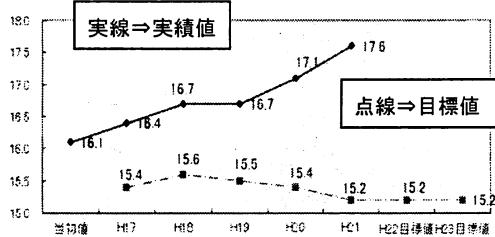
1 高齢化が急速に進行する中、高齢者の社会参加と生きがいづくり等に対し、多様な支援が求められています。一方で認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加も見込まれています。このような中、高齢者を地域全体で支える新たな仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

2 介護状態になることを防止するため、要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握するとともに、介護予防事業への参加を働きかける必要があります。また、特定(虚弱)高齢者や要支援・要介護高齢者にとっても、住み慣れた地域で安心してサービスの提供が受けられるよう、地域で支える仕組みとして、地域包括支援センターを中心とした関係機関とのネットワークの形成等、いわゆる地域ケア体制を構築していく必要があります。

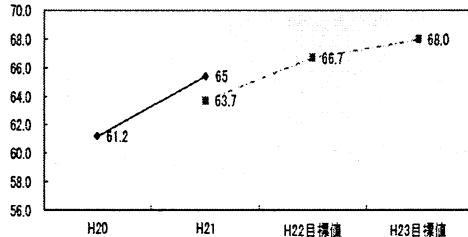
3 高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者も増加しており、また、介護保険給付費が年々増大しています。介護保険制度を持続可能な制度とし、保険料の上昇を可能な限り抑えるようにするためにも、介護給付の適正化事業を一層推進する必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

## ①介護保険認定者数／65歳以上人口（%）[▽]



## ②市民アンケート「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合（%）[↗]



## ■基本的方向■

## 1 生きがいと健康づくりのための事業を推進します。

- (1) 団塊世代を含めた高齢者の多様な生きがい活動の拠点として、老人福祉センター等の整備充実を図り、老人大学や老人作品展、老人スポーツの祭典等、学習・文化活動、趣味・スポーツ活動の場を提供するとともに、老人クラブ活動の促進を図る等の施策を推進します。
- (2) ひとり暮らし高齢者の見守りや認知症高齢者への地域支援等の体制づくりなどを推進するため、社会福祉協議会や地区福祉推進会等の地域団体と連携しながら、シルバーメイト事業<sup>注1</sup>や地域福祉ボランティア育成支援事業等を通じ、地域住民相互の支え合い活動を支援します。

## 2 高齢者福祉サービスの充実を図ります。

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域密着型サービ

スとして、日常生活圏域<sup>注2</sup>ごとにグループホーム、認知症デイサービスセンター<sup>注3</sup>、小規模多機能施設<sup>注4</sup>などの施設の計画的な整備を推進します。

- (2) 地域支援事業<sup>注5</sup>の推進にあたっては、介護予防事業として、要介護状態になる可能性の高い特定（虚弱）高齢者を把握し、「運動器の機能向上」<sup>注6</sup>、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等の介護予防事業への参加により、介護状態になることを防止します。
- (3) 「認知症支援ネットワーク会議」<sup>注7</sup>や一般高齢者向けの介護予防教室等の取組を通じ、介護予防の普及・啓発や自主的な介護予防活動の育成・支援を行います。
- (4) 地域ケア体制の中核拠点として、7箇所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談支援、虐待防止・権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント<sup>注8</sup>、地域のケアマネジャー支援のほか、地域ケア会議<sup>注9</sup>を開催し、地域のさまざまな機関との地域ケアネットワークづくりを行います。

### 3 介護給付の適正化事業を行います。

- (1) 要介護認定の適正化を図るため、新規の要介護認定に係る認定調査の直営化を行います。
- (2) 事業所のサービス提供体制の適正化を図るため、介護サービス事業者に対して制度内容の周知・助言及び指導・監査等を適切に実施します。
- (3) サービス利用者等に対して、制度内容等の周知を図ります。

#### \*注1 シルバーメイト事業

ひとり暮らし高齢者等の見守り事業です。

#### \*注2 日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護施設等の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいい、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるように、その区域内でのケア体制づくりを目指すものです。現在は、「河北1」、「河北2」、「河南」、「厨川」、「盛南」、「都南」、「玉山」の7圏域です。

#### \*注3 認知症デイサービスセンター

認知症の居宅要介護者に対し、通所介護施設において入浴、排せつ、食事等の介護サービス等を日帰りで提供する施設です。

#### \*注4 小規模多機能施設

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活の継続を支援する施設です。

#### \*注5 地域支援事業

地域で介護予防を推進するとともに、地域におけるマネジメント機能を強化することを目的に市町村が実施するもので①介護予防事業②包括的支援事業（地域包括支援センターが実施する事業）③その他任意事業一から構成されます。

#### \*注6 運動器の機能向上

生活機能（立つ、座る、歩くなど）の向上を図るために筋力、バランス能力、柔軟性などを高めることです。

#### \*注7 認知症支援ネットワーク会議

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、認知症高齢者に関する正しい理解のための広報啓発を行い、広域にわたる見守りや支援体制の構築について話し合うものです。

#### \*注8 介護予防ケアマネジメント

要介護状態等となる可能性の高い虚弱な高齢者や要支援高齢者に対して、適切なサービスを受けられるよう介護予防サービス計画を作成し、これに基づいて必要なサービス提供を確保し、生活を支援することです。

#### \*注9 地域ケア会議

介護予防・生活支援の観点から、介護保険対象外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域全体で高齢者を支える地域ケアの総合調整を行います。市に事務局を置き、保健・医療・福祉等の現場職員を中心に構成。専門部会として介護予防部会、介護サービス部会を設置しています。

## ■達成状況と課題■

1 当市の生活保護受給者は増加傾向にあって、平成22年9月末現在では3,310世帯、4,752人が保護を受けています。厳しい経済・雇用情勢による失業のほか、多重債務者、DV被害者、ホームレスなどが増加しており、生活保護受給者は今後も増加するものと予想されます。

2 国民健康保険事業については、景気の低迷などに伴い保険税調定額の減少が続く一方で、医療費の増加傾向が続いているおり、平成22年度の收支に大幅な財源不足が見込まれたため、平成22年度の保険税の税率を引き上げることとしましたが、大幅な引き上げが見込まれたため、国民健康保険財政調整基金の活用や、一般会計からの繰入金を入れることで、平均7.48%の引き上げに留めています。

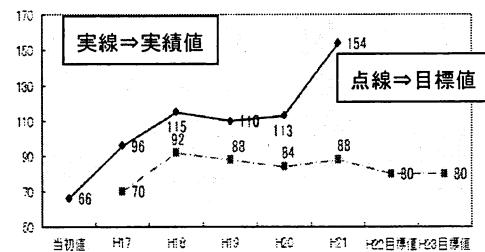
しかしながら、基金残高が平成22年度でなくなる見込みであるため、一般会計繰入金を増額する必要があるほか、現在の経済情勢では、収納率の大幅な引き上げも見込めない状況であることから、今後の国保財政の運営は、より厳しいものとなることが予想されます。

3 引き続き後期高齢者医療制度の運営を担う岩手県後期高齢者医療広域連合<sup>注</sup>と連携しながら、制度を円滑に推進する必要があります。

4 住宅に困窮している低所得者へ市営住宅を提供しながら、適正な管理と建替事業などを行い、居住環境の向上を図る必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

自立世帯数(保護廃止のうち死亡・他福祉事務所への移管・失踪等を除く)（世帯）[人]



## ■基本的方向■

1 生活保護は最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を目的としており、今後も、稼働能力のある人に対しては、就労支援相談員やケースワーカーがハローワーク等との連携を図りながら、きめ細かな就労支援を行うことにより自立を促します。

2 国民健康保険事業では、資格の適正化や療養費通知を行うなど医療費適正化対策事業に取組むほか、特定健診や人間ドックにより生活習慣病の予防や病気の重症化を予防するとともに、訪問保健指導事業で重複受診や頻回受診などを減らすことなど保健事業の充実を図ることで医療費の抑制を図ってまいります。

また、滞納者に対し、初期段階での対応や、適切な滞納処分、執行停止など、より効率的、効果的な収納対策事業の実施により収納率の向上を図ることで、国保財政の安定

的かつ健全な運営に努めます。

- 3 岩手県後期高齢者医療広域連合への財政負担を行うとともに、市の事務である保険料徴収や窓口業務等を行います。
- 4 住宅に困窮する低所得者に対して、公営住宅法に基づき低廉な家賃で市営住宅を提供し、生活の安定と福祉の増進に努めます。

\*注 岩手県後期高齢者医療広域連合

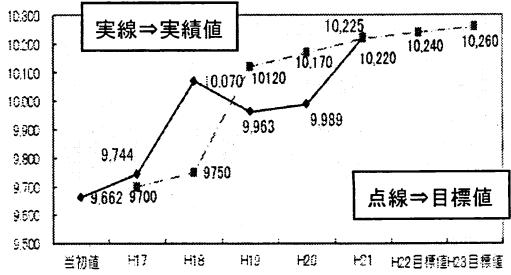
後期高齢者医療制度の財政運営の広域化と安定を図るため、岩手県内の全市町村が加入し組織された団体で、被保険者の資格管理や保険料の賦課、保健事業に関する事務を行っています。

## ■達成状況と課題■

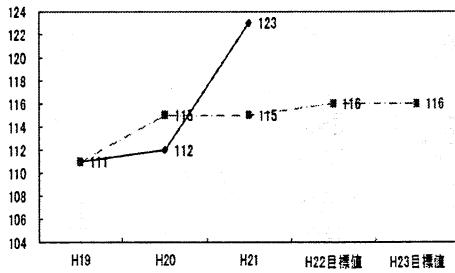
- 1 社会経済状況の変化や少子高齢化が急速に進む中、核家族化や単身世帯の増加などの影響により、地域住民の社会的つながりが希薄化していることから、地域コミュニティを活性化し、地域力を高めるため、地域福祉活動への参加を一層促進する必要があります。
- 2 地域における支え合いの意識を醸成するため、ボランティア活動や地域福祉活動を活性化していく必要があります。
- 3 災害発生時を想定し、地域内で援護を必要とする高齢者や障がい者を支援する体制を整える必要があります。
- 4 各福祉分野の連携を図り、かつ総合的に福祉行政を推進するため、高齢者、障がい者、児童などの社会福祉に関する事項について、社会福祉審議会の意見を福祉施策に反映させる必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

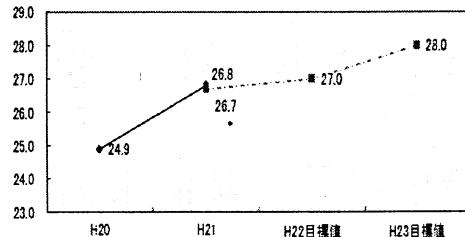
- ①盛岡市社会福祉協議会ボランティア登録者数（人）[人]



- ②盛岡市社会福祉協議会グループ、団体のボランティア登録数（団体）[人]



- ③アンケート調査「身の回りでボランティア活動が行われていると感じる」と答えた市民の割合（%）[人]



## ■基本的方向■

- 1 だれもが住み慣れた地域で、いきいきとして安心して暮らせるよう、市民・事業者・行政の協働のもとに、人と人が支え合う福祉コミュニティ<sup>注1</sup>づくりを進めるため、その中心的な役割を担う地区福祉推進会や地区民生委員協議会の活動を支援します。  
また、市社会福祉協議会や地域団体と協力し、一人暮らし高齢者と地域住民との交流促進や地域住民と共に災害時の要援護者支援に取り組みます。
- 2 地域福祉計画で示す、自助、共助（互助）、公助の役割を明確にし、それぞれが連携して、地域福祉活動やボランティア活動を進めるため、市社会福祉協議会と協働で地区福祉推進会単位に開催した地域福祉ワークショップ<sup>注2</sup>の結果をもとに、地域福祉を積極的に推進するモデル地区を増やし、その事例を情報提供しながら、住民による地域福祉活

動を促進します。

また、市社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」の見直しを支援し、ボランティアの育成や福祉サービス事業などの充実を図ります。

- 3 個人情報に配慮しながら、災害時要援護者の名簿を作成して、町内会、自主防災組織等の関係機関に提供し、災害時の避難支援のほか、日ごろの見守りなどにも活用するなど、地域における支え合い活動の推進を図ります。また、災害時要援護者の避難支援施策に係る市の基本的な考え方を示すとともに、避難支援に係る全ての人々の活動の指針となることを目的として作成した「盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン」により、地域における災害時要援護者の避難支援対策に向けた取り組みを促進します。
- 4 社会福祉審議会における、社会福祉に関する事項の調査審議を受け、その結果・内容や意見・提言を福祉施策に反映させます。

\*注1 福祉コミュニティ

地域で援護を必要とする人やその家族が、住みなれた地域で通常の生活を続けることができるよう、地域住民が自発的に援助を行う相互に結び合った地域社会のことです。

\*注2 ワークショップ

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う共同研究です。

## ■達成状況と課題■

1 各地で地震や大雨などの災害が発生し、市民の防災意識が高まっていますが、全体的にはまだ低い状況となっています。

自然災害を防ぐことはできませんが、災害による被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」<sup>注1</sup>が重要であり、バランスのとれたハード事業とソフト事業の展開が必要です。

2 盛岡市における自主防災組織の結成率は、64.2%（H22.9時点）と上がってきていますが、岩手県の69.8%及び全国の73.5%（H21.4時点）と比較すると、まだまだ低い状況にあり、市民の生命、身体、財産を災害から守るために、市民の防災に対する意識の醸成が重要なことから、町内会を基本とした自主防災組織の結成を推進する必要があります。また、結成後の継続した訓練等も実施が必要です。

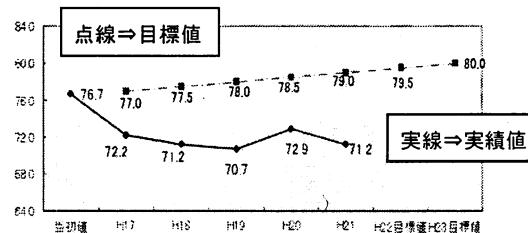
3 大規模災害が発生した場合の情報伝達・情報収集は、協定に基づく報道機関の放送、市のホームページの活用、電話などによるところであるが、市民と市の的確な情報伝達・情報収集により被害の軽減を図るため、情報伝達・情報収集システムを構築していく必要があります。

4 盛岡南地区都市開発に伴い、増加する雨水への対応のため、平成5年度から都市基盤河川改良事業として南川の改良事業を進めているところですが、事業の進捗率は25.6%であり、流域の浸水被害を防ぐためにも事業を進める必要があります。

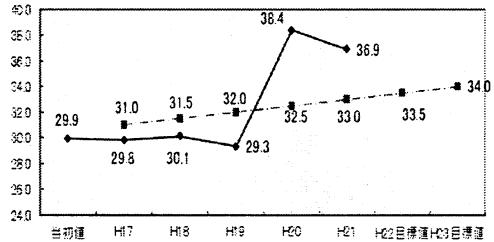
5 国及び県から公表された盛岡地域の浸水想定区域の変更及び玉山区の状況を踏まえて、洪水ハザードマップ<sup>注2</sup>を見直し、平成20年5月に全戸配布しましたが、洪水時の被害軽減のため、市民に効果的な活用について周知を図る必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

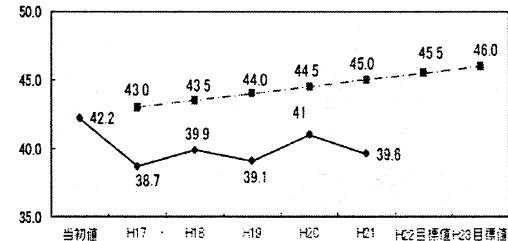
①アンケート調査「避難場所を知っている」と答えた市民の割合（%）[%]



②アンケート調査「防災対策をしている」と答えた市民の割合（%）[%]



③アンケート調査「防災訓練に参加する」と答えた市民の割合（%）[%]



## ■ 基本的方向 ■

---

- 1 自然災害の被害を最小限にするため、危険箇所や消防防災拠点施設等の整備充実を図るとともに、出前講座や総合防災訓練など、機会をとらえながら市民の防災意識の高揚に努めます。
- 2 市民の防災に対する意識の醸成が必要なことから、コミュニティ地区、町内会単位など、地域の実情に沿った自主防災組織の結成促進を図ります。
- 3 結成後の自主防災組織が災害時に効果的な活動が可能となるように、自主防災組織の訓練の実施やリーダーの育成研修、要援護者に対する支援研修など、日常の町内会活動に訓練等を組み入れ継続することへの指導、助言を図ります。
- 4 住民への情報伝達手段として、NTTドコモが行う「エリアメール」<sup>注3</sup>の導入や、コミュニティFMを活用した情報伝達システム<sup>注4</sup>及び行政内部での情報収集と情報の共有のため「災害対応用GIS」<sup>注5</sup>の調査研究を行い、情報伝達・情報収集システムの整備を図ります。  
また、県が行う「いわてモバイルメール」や市のホームページの活用による自主防災組織等への情報配信を行うなど、行政と住民間の防災情報共有化を推進します。
- 5 都市基盤河川改良事業における盛岡南地区の雨水排水放流先としての機能を早期に確保し、流域内の浸水被害を防ぐことができるよう、事業を進めます。
- 6 全戸配布した洪水ハザードマップの見方、活用の仕方等について、広報紙や出前講座等により説明し、広く普及・啓発を図ります。

\*注1 自助・共助・公助

災害時には、まず「自助」として自分の身を守ることが第一です。次に、隣近所の人たちと協力し合う「共助」が重要です。公的な支援活動（「公助」）が開始されるまでは、自助及び共助で活動をしていくことが大切です。

\*注2 洪水ハザードマップ

万一の洪水に備え水害時に的確な避難行動が取れるよう、浸水範囲や避難所等の情報を記載した地図のことです。

\*注3 エリアメール

気象庁が配信する緊急地震速報や、市の災害・避難情報を、市内のエリアにあるNTTドコモの携帯電話（適応機種）へ、回線混雑の影響を受けずにメールで送信するシステムです。

\*注4 コミュニティFMを活用した情報伝達システム

災害発生時に、コミュニティFMの放送を使って防災情報を住民へ伝えるシステムです。

\*注5 GIS

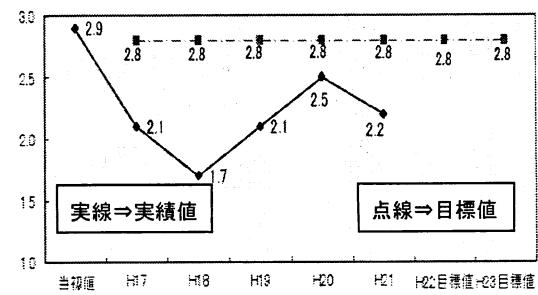
Geographic Information System の略で、地理情報システムのことを言う。デジタル化された地図（地形）データと統計データや位置の持つ属性情報など関連したデータとを総合的に扱う情報システムです。

## ■達成状況と課題■

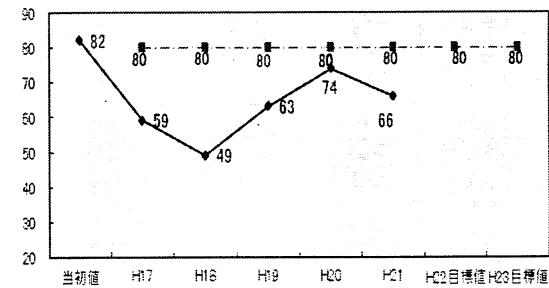
- 1 市民が火災から守られている状況については、指標上から一定の成果は出ていますが、複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応し、地域住民の生命、身体及び財産を火災から守るためにには、消防・救急車両等の更新など現在の消防力には限界がきています。
- 2 高齢社会に対応し、住宅防火対策の啓発や事業所などの防火管理体制の徹底を推進し、引き続き防火意識の高揚を図ることが重要です。
- 3 現在の盛岡中央消防署などの消防庁舎は、老朽化が進んでいることから、地震災害時等において災害応急対策の拠点としての機能が発揮できるよう計画的に整備する必要があります。また、消防・救急無線のデジタル化（平成28年5月31日が移行期限）の対応についても、庁舎の整備と併せて整備する必要があります。
- 4 消防団員に占める被雇用者団員の割合が増加していることや、消防団員の減少、高齢化の傾向にあることなどから、積極的に地域の実情に精通した消防団員の確保を図る必要があります。また、消防団員の待遇を改善するとともに、装備品や消防防災拠点施設の整備充実を図る必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

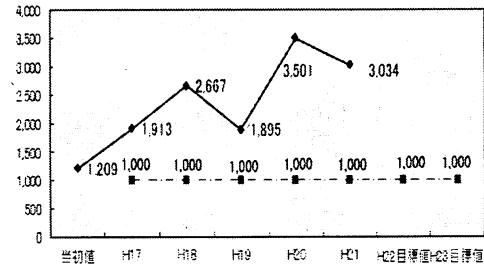
## ①人口1万人あたりの火災発生件数（件）[↓]



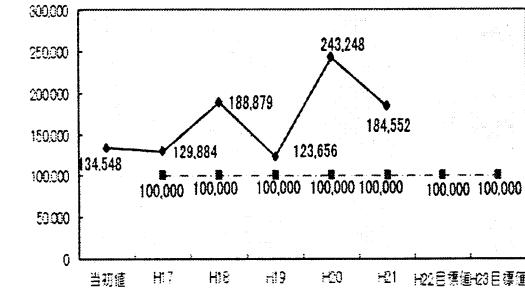
## ②出火件数（件）[↓]



## ③建物焼損床面積(m²)[↓]



## ④類焼損害額(千円)[↓]



## ■ 基本的方向 ■

---

- 1 複雑多様化かつ大規模化する災害に備えて、災害に強い安全なまちづくりのため、「消防力の整備指針」<sup>注1</sup>を踏まえた消防施設の整備を計画的に推進します。
- 2 春・秋の火災予防運動や住宅用火災警報器の設置などの普及啓発について、自主防災組織や婦人防火クラブなど関係団体と連携を図りながら取り組み、地域及び住宅等の防火意識の高揚を図ります。
- 3 高機能消防指令センターと消防本部機能を備えた盛岡中央消防署庁舎の建設のほか、十分な耐震性を有する消防署所の配置を具体的に検討します。また、消防・救急無線のデジタル化に対応するため、計画的に整備を進めます。
- 4 事業所等の従業員が消防団に入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境整備に向けて「消防団協力事業所表示制度」<sup>注2</sup>を活用するなど、消防団員の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上や待遇改善、さらには消防屯所など消防防災活動拠点の整備・充実を計画的に推進します。

\* 注1 消防力の整備指針

国（消防庁長官）が地方自治体（都道府県・市町村）に対し、目標とすべき消防力（施設・人員等）の整備水準を示すために定めた告示です。

\* 注2 消防団協力事業所表示制度

消防団活動に積極的に協力している事業所に、市町村が消防団協力事業所表示証（シルバーマーク）を交付する制度です。交付した事業所等のうち、特に顕著な功績が認められるものには、消防庁が、消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）を交付します。

## ■達成状況と課題■

1 盛岡市の交通事故発生件数は、平成15年以降、減少傾向が続いているが、高齢者や子どもが被害者となるケースが多い状況にあります。平成21年は、交通事故死者11人中5人を高齢者が占めており、総体の事故件数が減少する傾向にある中で、高齢者の占める割合が増える傾向にあることから、交通弱者を守る取組が重要となります。

2 盛岡市の刑法犯発生件数は、平成13年以降、減少傾向が続いているが、子どもに声をかけたりするなどの不審者情報が後を絶たない状況となっています。

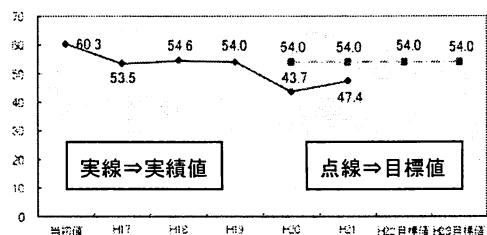
犯罪の被害に遭わないよう、安全で住みよいまちづくりを進めるためには、「地域の安全は地域で守る」という観点から、被害者となりやすい子どもたちや高齢者、障がい者を守ることなど町内会を中心とした地域ぐるみでの取組が推進されるよう支援していく必要があります。平成22年4月に施行された「盛岡市防犯活動推進条例」に基づき、市民の防犯に対する意識の向上、防犯活動に対する支援等の取組が重要となります。

3 悪質商法や振り込め詐欺等の被害が多いことなどから、消費者被害の救済やその予防等、消費者保護の取り組みを進める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

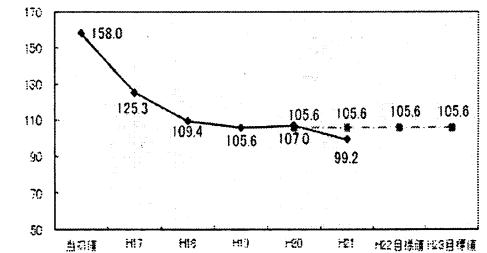
## ①人口1万人あたりの交通事故発生件数（件）[↓]

〔↓〕



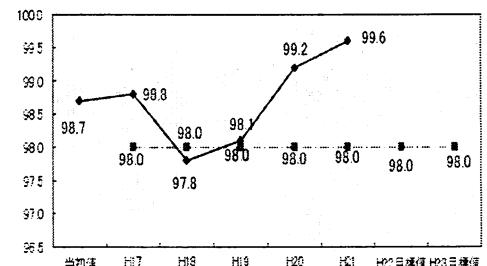
## ②人口1万人あたりの刑法犯発生件数(件)[↓]

〔↓〕



## ③消費生活相談の解決率：解決した件数／消費生活相談件数（%）[↑]

〔↑〕



## ■ 基本的方向 ■

---

### 1 交通安全意識の啓発

児童生徒等を対象とした交通安全教室のほか、高齢者を対象とした在宅訪問指導、交通安全シルバー推進員<sup>注</sup>を対象とした交通安全教室や、安全運転実技講習会の開催など高齢者向けの活動を行い、交通安全意識の浸透を図ります。

### 2 防犯対策の推進

- (1) 地域における自主的な防犯活動に対する支援や、犯罪の被害に遭いやすい子どもや高齢者、障がい者に対する啓発活動の実施など、防犯対策を推進します。
- (2) 小中学校において、授業等で防犯教育を実施するほか、各家庭へ防犯に関する情報の提供を行います。

### 3 消費者保護

- (1) 消費生活相談  
訪問販売、電話勧誘、クレジット契約、多重債務など消費者被害の救済、生活上の問題を解決するための相談、あっせんを行います。
- (2) 多重債務者の生活再建支援  
関係部署において多重債務問題を抱える市民を積極的に把握して債務整理を支援するとともに、関係機関と連携しながらその後の生活再建を支援します。
- (3) 消費者講座の開催  
高齢者や勤労者、学生を対象に悪質商法や多重債務、金銭教育等に関する講座を開催し、消費者意識の高揚を図ります。

\*注 交通安全シルバー推進員

高齢者の交通安全意識の高揚を図るために、各老人クラブからの推薦により市長が委嘱した人で、交通安全の啓発活動などを行います。

## 元気な地域コミュニティ活動の推進

一般施策

### ■達成状況と課題■

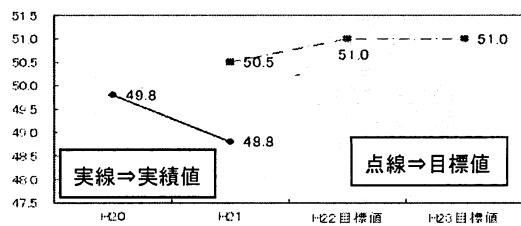
市は、これまででもコミュニティ推進地区として指定したコミュニティ組織<sup>注1</sup>の活動を中心に、コミュニティ活動<sup>注2</sup>の活性化を図るために、コミュニティリーダーの養成に努めてきました。

一方、このコミュニティ組織を構成し、その活動の基盤となっている町内会・自治会においては、高齢化の進展や役員のなり手がない、地域住民の町内会・自治会活動への参加が少ないなど、様々な課題をかかえています。

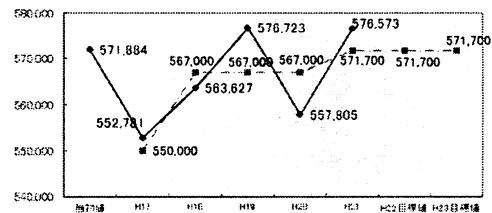
地域コミュニティ活動を活性化し、元気なまちをつくっていくためには、これらの課題を解決しながら、構成団体である町内会・自治会の活動の活性化を図る必要があります。

### ■目指す成果（目標）■

①アンケート調査「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と答えた市民の割合（%）〔<sup>1</sup>〕



②コミュニティ活動の延べ参加者数（人）〔<sup>1</sup>〕



### ■基本的方向■

#### 1 コミュニティリーダーの育成

地域住民のコミュニティ活動への参加や住民同士の活発な交流の中心的役割を担うリーダーの育成を図るために、コミュニティリーダー養成研修会を開催します。

#### 2 支援策

(1) 30のコミュニティ地区において、地域特性を生かした主体的なまちづくりが推進されるように、活動助成や情報提供（地域活動情報紙の発行等）を行います。

(2) 町内会・自治会を結集した活動を展開している町内会連合会の運営費を助成するほか、単位町内会・自治会の自主的な活動を促進するため、各種事業等に助成することにより経費負担を軽減し、町内会・自治会活動の活性化を図ります。

(3) 市役所の窓口で町内会・自治会への加入や活動への参加を呼びかけるチラシを配布します。

(4) 新市建設計画に基づいて、玉山区にコミュニティセンターの整備を推進します。

#### 3 新たな支援方法等の検討

今後のコミュニティ支援策を構築するため、地域と行政の関係を考えるワークショップを開催し、町内会・自治会と行政の役割分担や支援方法のあり方を検討します。

\*注1 コミュニティ組織

地域の課題に広域で取り組み、市全体が均衡のとれた発展をしていくためには、ある程度の広さと人口を対象とする必要があることから、中学校区程度の広さを目安に、おおむね人口1万人から2万人を基準に、複数の町内会・自治会で構成する地区を、市がコミュニティ推進地区として設定し、30のコミュニティ組織が結成されています。

\*注2 コミュニティ活動

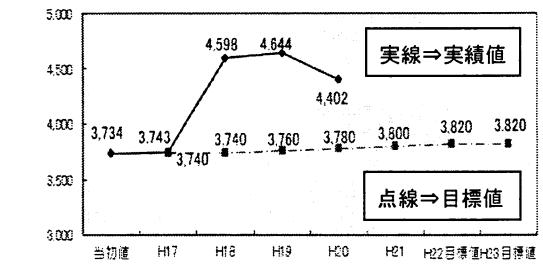
コミュニティ組織による活動のほか、町内会・自治会による活動など、地域住民による自主的な活動をいい、その目的は自分たちの住む地域をみんなで住みよいものにしていこうとするものです。

## ■達成状況と課題■

- 1 男女共同参画意識の高揚と支援活動に関しては、会社、地域など社会全般において指導的地位に女性の割合が少ないことなどから、庁内の審議会等における女性委員就任率が目標からかけ離れています。
- 2 平和・人権啓発の推進に関しては、昭和59年の宣言時からの時間の経過などがあり、市民アンケート調査において、「非核平和都市宣言を知っている。」と答えた市民の割合が減少してきています。
- 3 配偶者からの暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）は、基本的人権の重大な侵害であり、様々な法整備がなされてきましたが、相談件数は増加傾向にあり、さらに、DV防止のための啓発や被害者支援の充実を図る必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

- ① 人権相談件数（人権擁護委員人権相談、女性センター女性相談、児童福祉課母子相談）（件）〔↗〕



## ■基本的方向■

- 1 男女共同参画意識の高揚と活動支援に関しては、女性の市政への参画を拡大するため審議会等女性委員就任率を向上させる取組を強化します。
- 2 平和・人権啓発の推進に関しては、平和事業の拡充を図ります。
- 3 人権侵害である女性に対するあらゆる暴力をなくす環境づくりを推進するため、盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画に基づき、DV防止のための啓発に努めるとともに被害者支援の充実に努めます。



## ■達成状況と課題■

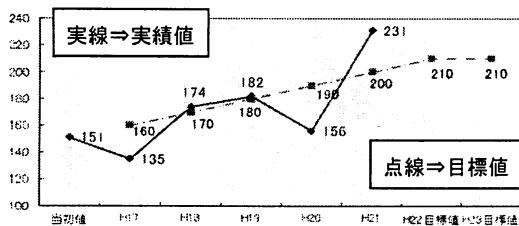
- 1 國際交流については、(財)盛岡国際交流協会をはじめとした民間団体と協働で国際相互理解と国際友好親善の促進を図っていますが、さらに協会と協力し賛助会員を増やしながら国際交流を推進する必要があります。
- 2 市には現在約1,300人の外国籍市民が居住していますが、在住する外国籍市民に対する様々な生活支援をする必要があります。
- 3 地域間交流については、地域間交流イベントが市民の間に定着していますが、次世代を担う児童等の参加が地域間交流のさらなる促進のために必要不可欠であり、児童等を対象にしたイベントの周知・啓発にさらに努める必要があります。
- 4 地域間交流の促進のため、NPO団体をはじめとする関係団体相互のネットワークを構築していますが、広範囲の団体を巻き込んだ情報の共有化による連携の強化が必要不可欠です。

## ■目指す成果（目標）■

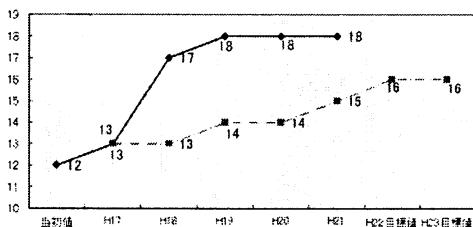
- ①アンケート調査「国際交流活動に参加したことがあると答えた市民の割合」[%] [↑]

- ・当初値（平成16年度末） 34.1
- ・23年度目標値 40.0

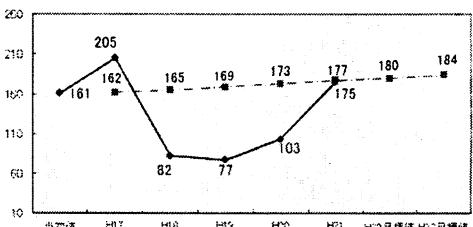
- ②盛岡国際交流協会賛助会員数（人）[↑]



- ③盛岡国際交流協会賛助会員数（団体）[↑]



- ④地域間交流イベントの参加者数（人）[↑]



## ■基本的方向■

- 1 幅広い交流を推進するために、(財)盛岡国際交流協会において、国際交流に多くの市民が参加していただけるような催しを企画するとともに、講座やイベントの周知・啓発に努め、協会の賛助会員増加に取り組みます。
- 2 外国籍市民に対し、基本的な生活ルール・災害時の対応等の情報提供をする事業を行います。
- 3 地域間交流については、地域間交流イベントの周知・啓発に努め、参加者数のさらな

る増加に取り組むとともに、次世代育成の観点から、児童等の参加の促進に努めます。

- 4 地域間交流の促進のため、共催や後援等を通じてNPO等との連携を強化し、関係団体相互のネットワークを構築するとともに、地域間交流イベントの拡充に努めます。

## ■達成状況と課題■

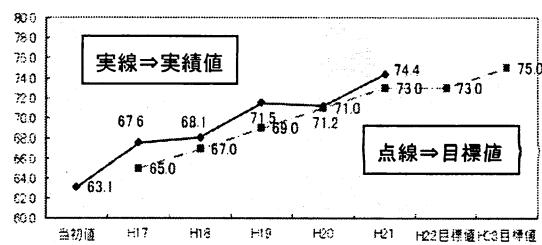
1 インターネット上における、市民の交流の場として、もりおか地域SNS<sup>※1</sup>の運用を行っていますが、この周知と利用促進が課題です。また、インターネット公共端末についても、利用のあり方について検討が必要となっています。

2 携帯電話の不感地区が存在しており、これへの対応を進める必要があります。

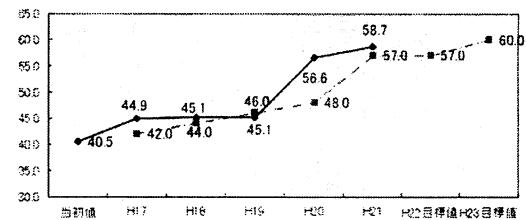
3 国は2010年までにブロードバンドゼロ地域を解消する政策を進めており、民間主導を原則としていますが、自治体にも対応を求めています。本市においては、民間通信事業者への働きかけにより、ブロードバンドゼロ地域の解消に努めてきましたが、ゼロ地域の解消に至っていない状況です。今後においても、ブロードバンドゼロ地域を解消するための方策について検討を進める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

- ①アンケート調査「携帯電話を利用している」と答えた市民の割合（%）



- ②アンケート調査「家庭でインターネットを利用している」と答えた市民の割合（%）



- ③アンケート調査「情報機器の利用で生活が便利になっていると感じる」と答えた市民の割合（%）

- ・21年度実績値 78.8
- ・23年度目標値 80.0

## ■基本的方向■

- 1 地域SNSへの市民の参加促進に努めます。また、公民館等の施設に設置しているインターネット公共端末は、電子申請・届出システム等の動向をみながら、利用できるサービスの拡大について検討を行います。
- 2 携帯電話の通信事業者とともに、携帯電話通話エリアの拡大に努めます。
- 3 ブロードバンド未整備地区の状況把握に努めながら、引き続き通信事業者への整備の働きかけを行うとともに、条件不利地域における整備については、衛星ブロードバンド等の利用可能な整備手法を検討します。

\*注1 地域SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

SNSとはコミュニティ型のインターネットのサイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する会員制のサービスで、地域SNSは日常的に日記や電子掲示板として利用したり、行政情報、地域情報などを入手した

りすることができる地域向けの交流・情報提供サービスです。

\*注2 ブロードバンド

高速のインターネットを利用する光ファイバーなどのデジタル回線やCATV(ケーブル・テレビ)、無線等を利用した高速・大容量通信です。

## ■達成状況と課題■

1 市民アンケートによる「この1年間に何らかの学習をした」市民の割合は、平成19年度以降減少を続け、目標値を下回っています。

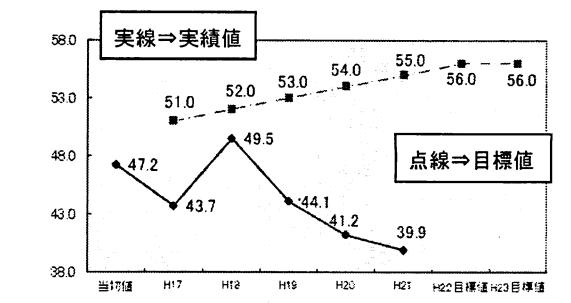
2 今後の施策推進にあたっては、市民一人一人が生きがいのある人生を創造し社会の一員として自信と責任をもち生活を営むことができるよう、いつでもどこでも生涯学習に取り組める生涯

学習社会の構築を目指し、生涯学習環境の整備を図るために次の課題に取り組んでいく必要があります。

- (1) 市民の学習ニーズの的確な把握に努めるとともに、社会の急激な変化に対応し、時代や社会の要請に応えるための現代的課題に関する学習機会を提供する必要があります。
- (2) 市民への学習情報の提供について、現行の「広報もりおか」や市のホームページ、公民館講座案内、情報誌（紙）のほか、より効果的な周知方法を研究する必要があります。
- (3) 生涯学習の相談に対する的確な情報提供を行うため、学習情報提供システムを構築する必要があります。
- (4) 市内全域にわたる図書サービスの推進を図るために、市立図書館等と活動センター図書室や公民館図書室との連携を図りながら、図書館のネットワークを拡充していく必要があります。
- (5) 経年劣化により老朽化した社会教育施設の改修や新築・改築要望のある施設について整備を進めるとともに、施設の適切な管理運営に努める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

市民アンケート調査「この1年間に何らかの学習をした」と答えた市民の割合（%）[ア]



## ■基本的方向■

- 1 市民が家庭教育や社会教育への関心を高め、自発的に生涯学習に取り組むことを支援するため、人材サポートティングシステム<sup>注</sup>事業や市職員の講師による出前講座の拡充を図ります。
- 2 募集案内を中心に行っている市民への事業情報については、実施中の情報をホームページ上で掲載するなど、その内容の拡充に努めます。また、広報媒体についての検討など、より効果的な周知方法についての研究を進めます。
- 3 生涯学習相談に的確に対応するため、岩手県の生涯学習情報提供システムとの連携を

深めるなど、学習情報提供システムの構築に向けて情報内容や提供システム、運用体制等について検討を進めます。

- 4 高度化、多様化する市民の学習ニーズに対応するとともに、現代的課題解決のために、関係機関や関係団体との連携を深めます。
- 5 地域の教育力の向上を図るため、市民が生涯学習の成果を社会に還元し、自己実現を図る活動場所の提供に努めます。
- 6 図書館のネットワークを拡充するため、活動センター図書室や公民館図書室についてコンピュータ化の検討を進めます。
- 7 利用者の利便と安全を確保するため、老朽化の進む社会教育施設の修繕を計画的に実施し、施設の適切な管理運営に努めます。また、松園地区公民館の整備については、平成20年6月に開館した新築部分と併せた東松園小学校の余裕教室活用部分の整備を推進するとともに、見前南地区の公民館整備についても検討を進めます。

\*注 人材サポートイングシステム

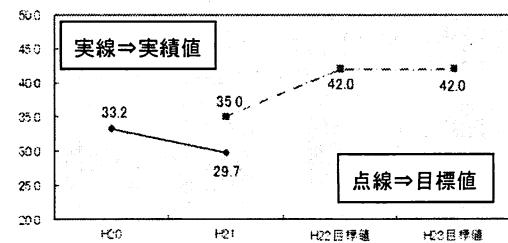
技能・技術などの特技や専門的な知識・能力を持っている方を指導者として登録し、市民の要請に応じて学習活動に派遣する制度です。

## ■達成状況と課題■

- 1 市民一人ひとりが、生涯にわたりスポーツやレクリエーションを楽しむスポーツ・レクリエーションライフを実現するためには、スポーツや健康づくりに関する推進体制の充実やスポーツ指導者の発掘・養成、市民が継続的に活動するための魅力ある企画や情報提供等、多面的な環境づくりを進める必要があります。
- 2 競技スポーツは、ジュニア期からの一貫した指導による選手の育成・強化が大切であり、指導者の確保や各種大会への参加支援等とともに、スポーツに対する市民の関心を高め競技スポーツへの理解を深める必要があります。
- 3 子どもたちの希望に沿った活動の推進やスポーツ少年団活動の充実などによる子どもたちの健全育成に努める必要があります。
- 4 市民が自分にあったスポーツを継続するためには、身近な場所にいつでも手軽に利用できる体育施設があることが望ましく、各種体育施設をより効率的に運営するとともに体育施設の充実を図る必要があります。
- 5 平成23年全国高校総合体育大会及び平成28年岩手国体の成功のため、近隣市町村と連携を深めるとともに、競技力の向上に努める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

アンケート調査「週1回以上スポーツをしている」と答えた市民の割合（%）[▲]



## ■基本的方向■

- 1 生涯スポーツを推進するため、地域に根ざした「総合型地域スポーツクラブ」<sup>注</sup>を育成・支援するとともに、市民の多様なニーズに応えるため、適切な指導を行うことができるスポーツ指導者の発掘や養成、活用を図ります。特に市体育指導委員の積極的な活用を図りながら、スポーツをする機会の少ない高齢者等を対象としたニュースポーツの普及拡大を図ります。また盛岡市体育協会を始め各種スポーツ団体と連携し、スポーツ・レクリエーションに関する情報や親しむ機会を広く提供します。
- 2 岩手県や盛岡市体育協会、スポーツ少年団等のスポーツ関係団体と連携を図りながら、盛岡市次世代体力・運動能力向上プロジェクトを策定・実施し、競技スポーツの指導者の確保と一貫した指導による競技力の向上に努めます。また国民体育大会や県民体育大会に参加する選手や各競技団体の主催するスポーツ大会を支援し、市民の競技スポーツへの関心を高め、競技力の向上を図ります。
- 3 子どもの複数種目での活動や総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団との交流、指導者やスポーツ少年団の研修などスポーツ少年団の充実を図り、子どもの健全育成に

努めます。

- 4 市民が、社会体育施設を安全、快適に使用できるよう計画的な改修等の実施、運営の効率化を図るとともに、地域の共有財産でもある学校体育施設について利用方法などの更なる周知を図り、地域住民の利用促進に努めます。また計画的な体育施設の整備に努めます。
- 5 平成23年全国高校総合体育大会に向けて組織を強化するとともに、平成28年岩手国体の成功に向け、県や広域の市町村、関係機関・団体と連携した取組を進めます。

\*注 総合型地域スポーツクラブ

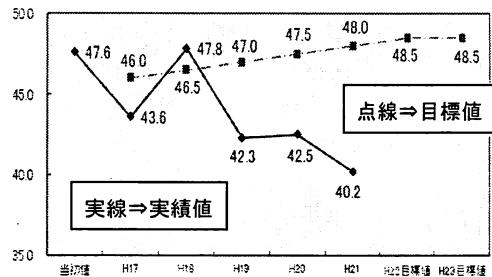
ヨーロッパで普及しているスポーツクラブの形態で、地域住民が自主的に運営し、子どもから高齢者、障がいのある人までスポーツを愛好する人々が参加できるスポーツクラブです。

## ■達成状況と課題■

- 1 市民アンケート調査による「この1年間に何らかの芸術文化活動に参加した」市民の割合は、平成17年に大きく減少し、平成18年に盛り返しましたが、平成19年には再び減少に転じ、平成20年はほぼ横ばい、平成21年は減少となり、目標値を下回っています。
- 2 今後の施策推進に当たっては、市民が芸術文化活動に参加しやすいように、市民のニーズを的確に把握して事業を展開していく必要があります。
  - (1) コンサートや演劇、美術展等の芸術鑑賞事業や各種の講座など、文化会館を中心とした市民に芸術文化に親しむ機会を提供する事業は、価値観が多様化していることから、市民ニーズの把握に努め、それぞれの館の特色を活かしながら、魅力ある事業展開を図る必要があります。
  - (2) 市民の芸術文化活動の振興を図るため、活動発表の機会を設けているほか、優れた公演や事業等に対して共催や後援を行い活動を支援していますが、更に自主的な活動を推進するため、引き続き効果的な支援、育成に取り組む必要があります。
  - (3) 文化会館の事業展開を通して、芸術文化活動の一層の活性化を促す多様な情報を収集し、様々な方法を使って市民に提供する必要があります。
  - (4) 芸術文化活動の拠点として、文化会館は安全・快適で機能的な活動環境の整備が大切であり、適正な管理運営と計画的な施設設備の維持保全に努める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

市民アンケート調査「この1年間に何らかの芸術文化活動に参加した」と答えた市民の割合(%) [↗]



## ■基本的方向■

- 1 芸術文化活動の拠点である文化会館各館の特徴を生かし、各館の連携を図りながら、多様で広範囲な分野での魅力ある芸術鑑賞の機会を設けるとともに、音楽や演劇等の各種講座を設けて市民が芸術文化活動に気軽に参加できる環境づくりに努めます。また、子どもたちが優れた芸術文化に触れて、豊かな感性や創造力を育てるよう鑑賞機会を創出・支援するほか、市民や各分野の専門家、各種文化活動参加者の意見、要望を反映させながら事業の充実を図ります。
- 2 盛岡芸術祭や市民音楽祭等の開催を通して、芸術文化活動の発表の場を提供するとともに、盛岡芸術協会を始めとする各芸術文化団体の支援に努めます。また優れた芸術文

化公演や事業等に対する共催や後援を通して、その活動を支援することにより市民の幅広い文化活動を奨励します。

- 3 文化会館各館の事業展開を通して収集した、芸術文化活動の活性化を促す多様な情報を情報誌やインターネットなど様々な方法での発信に努めるとともに、芸術文化活動に関する相談や窓口機能の充実に取り組むことで、文化会館の利用の促進を図ります。
- 4 芸術文化活動の拠点施設である文化会館を安全・快適で、機能性の高い施設として市民の利用に供するため、その施設設備の維持保全に努めるとともに、施設等の経年変化に対応するため、計画的な改修や更新に努めます。

## ■達成状況と課題■

1 文化財の指定件数については、指定候補物件の調査を充実させたことにより、目標値を若干上回った達成状況を維持しています。保存建造物数については、所有者の都合により指定解除があったことから、目標値を下回る数値となっていますが、ほぼ目標どおりの達成状況となっています。

2 今後の施策の推進に当たっては、関係団体等の協力を得ながら調査体制を充実させ、次の課題に取り組んでいく必要があります。

(1) 文化財を始め歴史的・文化的資源は、歴史や文化に関する各々の地域の固有資源であり公共的な価値の高い資産であることから、その収集、記録保存、維持管理に努め、次世代へ引き継いで行く必要があります。

(2) 地域に受け継がれている文化財等については、市民の歴史学習や地域学習のほか、世代間交流や街の活性化のため幅広い活用を図る必要があります。

(3) 遺跡等の埋蔵文化財については、各種の開発事業との調整を図るとともに、出土した埋蔵文化財の適切な管理や保存、調査を進め、その成果の公開に努める必要があります。

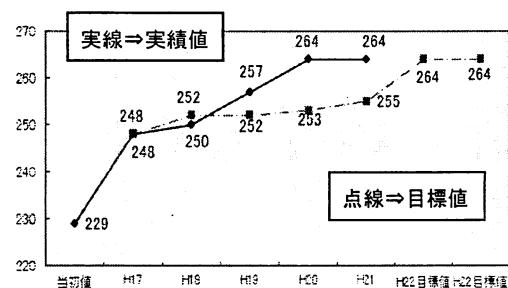
(4) 志波城跡や盛岡城跡等の史跡については、重要な歴史的・文化的資源として整備に努め、市民の学習等の拠点として活用するとともに、周辺施設との連携や機能の整備を図りながら、集客力があり賑わいを創出できる歴史的観光資源としても活用して行くことが必要です。

(5) 無形民俗文化財は、身近に触れることのできる市民生活に根ざした固有の資源であり、その保存と継承、後継者の育成が必要です。

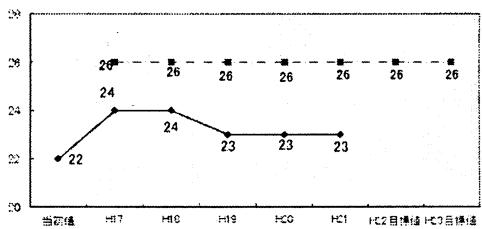
(6) 博物館施設の適切な管理運営と計画的な保全、整備に努める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

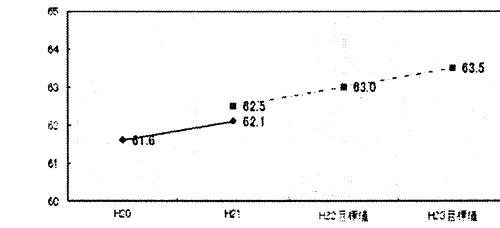
## ①文化財数（国・県・市指定）(件) [↑]



## ②市保存建造物数 (件) [↑]



## ③アンケート調査「盛岡の歴史・文化財に興味関心がある」と答えた市民の割合(%) [↑]



## ■基本的方向■

---

- 1 文化財を始め歴史的・文化的資源について、基礎的な情報を得るため諸調査によりその把握に努めるとともに、各資源の記録、保存、収集等を進め、将来に引き継ぐための取組を進めます。
- 2 市民の歴史学習や地域の活性化、また街づくりの諸施策の推進に対応するため、鉈屋町界隈の町家などの歴史的資源を検証して情報の提供・発信に努めるとともに、景観保全施策や町並みを生かした観光推進施策との連携を図ります。また公開や市民講座の実施など、市民との協働による歴史的資源の活用に努めます。
- 3 埋蔵文化財について、埋蔵文化財包蔵地<sup>注</sup>の周知に努め、市民の理解を深めてもらうとともに、開発事業との調整を図ります。また遺跡の学び館において埋蔵文化財の調査研究、収蔵等を進め、その成果の展示や活用に努めます。
- 4 国指定史跡の志波城跡や盛岡城跡については、歴史的、文化的固有の資産であることから、これを次世代へ引き継ぎ、活用するため、学術調査を進めて十分に検証、評価し、その成果に基づいた保存整備事業を進めます。

また、盛岡城跡公園（岩手公園）内の旧県立図書館を活用して整備するもりおか歴史文化館は、城下町盛岡の歴史と文化を学びながら、まちなか観光へと誘導する機能も併せ持つ施設として整備を進めます。

- 5 無形民俗文化財について、盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会等を支援して活動発表の機会や交流の場を設けるなど、保存や伝承活動、後継者育成の取組を進めます。
- 6 博物館施設の適切な管理運営について取組を進めるとともに、老朽化や市民要望に対応するため、計画的な施設の保全、整備に努めます。

\*注 埋蔵文化財包蔵地

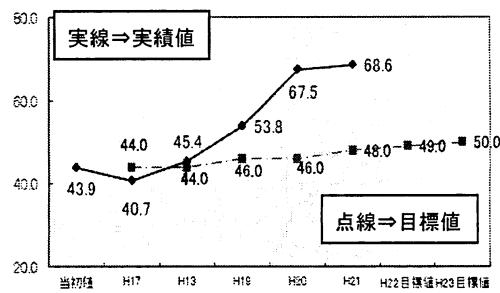
埋蔵文化財（石器、土器、古墳、住居跡など）が土中に埋もれている区域のことで、古墳や城郭跡など外形的に判断できるもののほか、発掘調査、土器や石器の表面採集、地形、伝説、口伝、学問的な調査研究等により把握されている土地です。

## ■達成状況と課題■

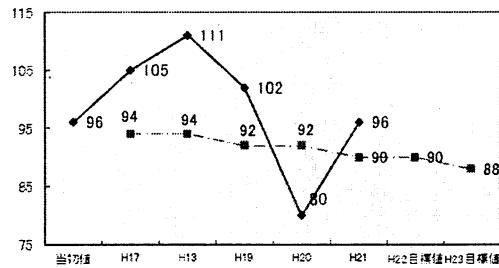
- 1 成果指標は、目標値に対し概ね順調に推移しています。
- 2 平成23年度には、市営墓地の供給不足が予想されることから、拡張が必要です。
- 3 ごみの焼却量は、市全域で減少しました。今後とも引き続き一般廃棄物処理基本計画に定める目標値の達成に向け、ごみの分別・減量に取り組む必要があります。
- 4 タバコ等のポイ捨ては、定点計数調査では個数が減少しましたが、不法投棄は通報数・処理件数とも増加しており、また、地上デジタル放送への移行に伴う不要になったアナログテレビの不法投棄の増加が予想されることから監視等の強化が必要です。
- 5 粗大ごみ処理施設は、求められる選別能力が不足しているうえ、老朽化が著しいことから、施設の再整備を進める必要があります。
- 6 三ツ割・門の旧清掃工場は、廃止してから長期間が経過しており、今後の利用計画を定める必要があります。
- 7 クリーンセンター（一般廃棄物焼却場）は、施設稼動後約12年が経過し、経年劣化による設備の不具合等が懸念されることから、公害防止協定の排出基準値の遵守や施設の長期稼動のため、耐用年数の経過した設備等の計画的な改修が必要です。

## ■目指す成果（目標）■

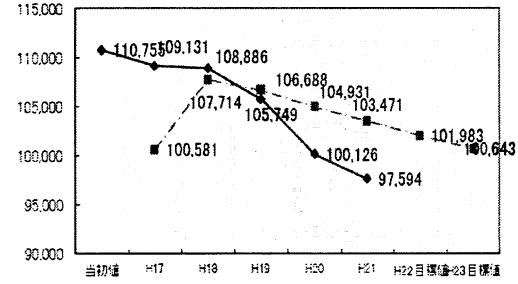
- ①アンケート調査で「清潔で衛生的、公害がないといった点で、きれいなまちだと思う」と答えた市民の割合（%）[↑]



- ②生活公害に関する苦情件数（件）[↓]



- ③焼却処理施設での年間処理量（t）[↓]



## ■基本的方向■

---

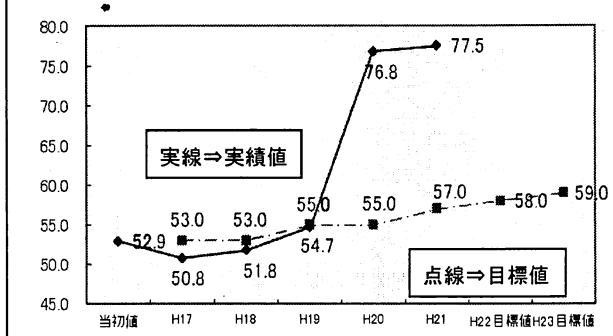
- 1 火葬場整備は、民間活力の導入による一体的・包括的な施設整備・管理運営を図ることとし、平成23年11月の火葬施設棟の供用開始、平成24年10月の全面供用開始に向け、計画的に事業を推進します。
- 2 市営墓地の供給不足が発生しないよう、市営墓地（新庄墓園）の拡張を行います。
- 3 一般廃棄物処理基本計画とごみ減量行動化計画に則り、市民との協働により、一般廃棄物の分別・減量化に努めます。
- 4 不法投棄対策として、不法投棄監視員等による監視を行うほか、不法投棄根絶のPR、警察との連携を強化し、未然防止に努めます。
- 5 粗大ごみ処理施設は、再整備に向け、整備手法等について検討を進めます。
- 6 三ツ割・門の旧清掃工場の跡地について、利用計画の策定を進めます。
- 7 クリーンセンターの各種設備については、一般廃棄物の安定燃焼を確保し、公害防止協定を遵守するため、計画的な改修工事を進めます。

## ■達成状況と課題■

- 1 成果指標は、目標値に対し概ね順調に推移しています。
- 2 全市的な自然環境の状況を把握するため、平成18年度から22年度まで玉山区で行った自然環境状況調査の結果を踏まえ、自然環境及び歴史的環境保全計画に反映させる必要があります。  
また、自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく環境保護地区等の新たな指定に向けた検討が必要です。
- 3 自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき指定している既存の環境保護地区、保護庭園、保存樹木のほか、近郊自然歩道等の適正な管理が必要です。
- 4 野生動物の適正な保護・管理を図る必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

アンケート調査 「自然が守られていると思う」と答えた市民の割合（%）[%]



## ■基本的方向■

- 1 平成22年度までに実施した自然環境状況調査の結果を踏まえ、玉山区を含めた市域全体を対象とする盛岡市自然環境保全指針を作成します。
- 2 所有者・管理者の協力を得ながら、既存の環境保護地区、保護庭園、保存樹木、近郊自然歩道等の適正管理を図ります。
- 3 県が指定する鳥獣保護区、休獣区等について、野生動物の保護管理の観点から、適正な区域指定に向け関係機関との調整を行います。

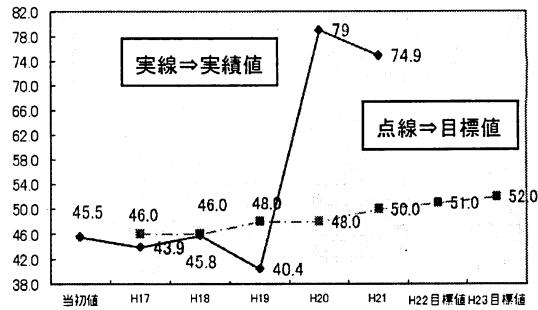


## ■達成状況と課題■

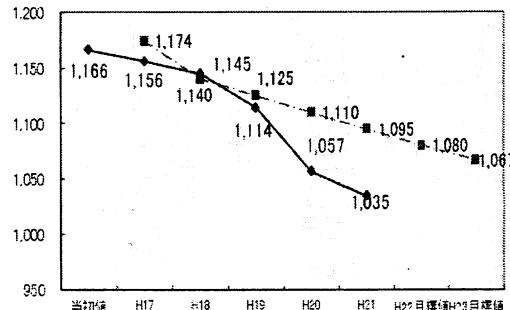
- 1 成果指標は、目標値に対し概ね順調に推移しています。
- 2 盛岡市における二酸化炭素の排出量は増加しており、特に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき市域全体の温室効果ガスの排出量の削減を進める必要があります。また、市役所の業務執行において発生する温室効果ガスの排出量についても、さらに削減を進める必要があります。
- 3 一般廃棄物の排出量は、家庭系・事業系ともに減少していますが、排出量等の目標値の達成のため、更なる減量に向けた取組を進める必要があります。
- 4 盛岡地域及び都南地域では、平成22年8月から「プラスチック製・紙製容器包装」の分別収集を開始しました。今後は、分別の徹底とともに古紙行政回収及び資源集団回収の促進を図るほか、玉山区における分別収集の実施について、検討を進める必要があります。
- 5 旧競馬場跡地の環境ゾーンについて、地元との合意形成を図りながら、利用計画に基づき整備事業を進める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

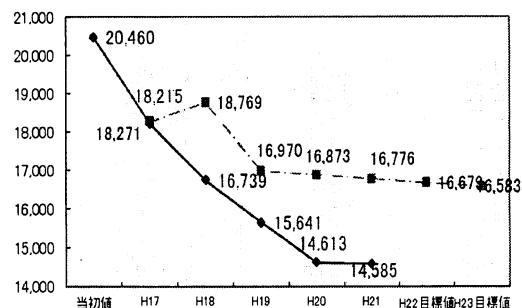
- ①アンケート調査で「CO<sub>2</sub>の発生抑制やごみの減量など、地球環境にやさしい生活を常に心がけている」と答えた市民の割合（%）
- [↑]



- ②一般廃棄物の1人1日当たりの排出量(g)
- [↓]



- ③最終処分場での年間処理量(t)
- [↓]



## ■ 基本的方向 ■

---

- 1 盛岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の実効性を確保するため、市民・事業者等に対する周知・啓発事業を進めるほか、市域の温室効果ガス削減の取組を進める具体的施策（省エネ行動の促進、省エネ機器の導入の促進、再生可能エネルギー設備導入の促進など）について、関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。
- 2 市の率先行動として、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）や新エネルギービジョンに基づいて、市の施設へのペレットストーブ<sup>#</sup> の導入を継続するほか、その他の再生可能エネルギー設備や省エネ機器の導入を推進します。
- 3 家庭系及び事業系一般廃棄物の排出量の目標値の達成に向け、市民・事業者・市民団体等との連携を強化し、資源物の分別を推進し排出量の減量に努めます。なお、多量排出事業者のうち、生ごみを多く排出する飲食店や宿泊施設等に重点を置き、働きかけを行います。
- 4 平成22年8月から開始した「プラスチック製・紙製容器包装」の分別収集の周知徹底を図るとともに、玉山区における分別収集について関係機関との情報交換を行う等により検討を進めます。
- 5 旧競馬場跡地の環境ゾーンについて、地元との合意形成を図りながら整備構想をまとめるとともに、詳細設計を行います。

\*注 ペレットストーブ

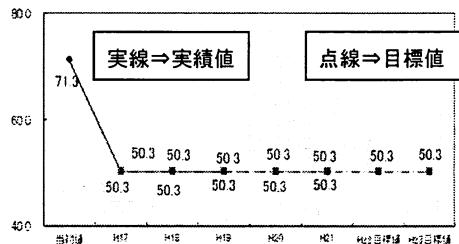
ペレットという、木くずなどを粉碎し固めて粒状にしたもの、またそれを燃料にするストーブのことです。

## ■達成状況と課題■

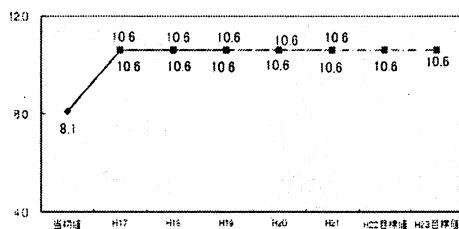
- 1 土地利用計画盛岡市計画については、現況の土地利用動向等を分析しながら平成21年度に策定しました。持続可能な土地利用の推進を基本理念とし、総合的で計画的な市土の利用を推進する必要があります。
- 2 都市計画マスター プランについては21年度に見直しを行い、コンパクトシティ<sup>注</sup>の形成など本市の将来像を見据えた「まちづくり」という観点からの方向性を示すとともに、計画の実現のための事業計画を定めました。事業計画に位置づけられた各種事業については、確実に推進を図っていく必要があります。
- 3 地籍調査をする面積はおよそ304平方キロメートルですが、要調査面積のおよそ77%を占める林地は、土地所有者の高齢化などにより境界の不明な土地が増えており、早急に調査を進める必要があります。
- 4 19年度から取り組んできた市街化区域・市街化調整区域の定期見直しは、22年度の都市計画変更に反映しました。また、26年度に予定されている次回定期見直しに向か、22年度と23年度に都市計画基礎調査を実施します。
- 5 開発許可制度については、既存集落のコミュニティ維持や地域の活性化を図るために、盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の一部を改正し21年4月から施行していますが、改正条例に該当しない地域の活性化策について、農林業との調和や自然環境の保全等を考慮しながら検討する必要があります。
- 6 都市計画マスター プランを踏まえ、市民協働によるまちづくりに自主的に取り組む地域が増えてきており、専門家（アドバイザー）を地域に派遣するなどの支援を行っています。22年度には「盛岡市郊外住宅地活性化検討会」を設置し、また本市を含む全国7都市と関係省庁により構成する「ふるさと団地の元気創造推進協議会」において、国への施策提言を行うなど、総合的かつ適正な土地利用の推進を図っていきます。

## ■目指す成果（目標）■

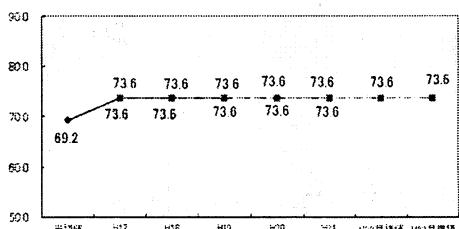
## ①市域における都市計画区域の割合（%）[→]



## ②市域における農用地区域の割合（%）[→]



## ③市域における森林区域の割合（%）[→]



## ■基本的方向■

---

- 1 平成 21 年度に策定した国土利用計画盛岡市計画に基づき適正な土地利用の推進に努めます。
- 2 都市計画マスタープランに定めた事業計画の確実な推進を図るため、進捗等についてフォローアップを行います。
- 3 地籍調査については、現在、農地・林地を対象に実施しており、今後は調査区域の多くの面積を占める林地の調査を拡大していく予定です。
- 4 市街化区域・市街化調整区域の見直しについては、土地利用の現況等を把握するため、22年度と23年度に都市計画基礎調査を実施し、26年度に予定される定期見直しに向けて、県及び盛岡広域都市計画構成町村とともにに対応を進めます。
- 5 開発許可制度のあり方については、既存の市街地や集落の住環境が維持されるよう、総合的な見地から検討を進めます。
- 6 まちづくりの取組が進められている地区については、引き続き市も参画しながら特色あるまちづくりの実現等に努めるとともに、新たに取り組む地区についても、NPOや大学等とも連携を図りながら積極的に支援を行います。また、「盛岡市郊外住宅地活性化検討会」や「ふるさと団地の元気創造推進協議会」における取組を、地域のまちづくりに活かすこととします。

\*注 コンパクトシティ

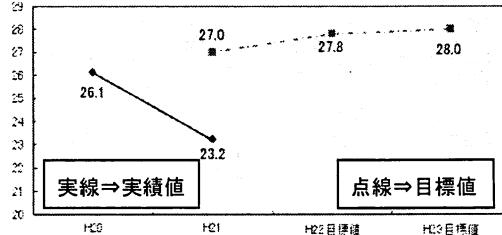
都市の郊外化を抑制し、都心部の土地の適正な高度利用を図り、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図ることにより、中心市街地の拠点性の向上、職住近接による交通渋滞の緩和・環境の改善、さらには近郊の緑地や農地の保全を見込むものです。

## ■達成状況と課題■

- 1 景観行政団体<sup>注1</sup>として、これまで推進してきた景観施策の成果と課題等を踏まえ、景観施策のさらなる充実を図り、盛岡固有の景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」の実現を目指すため、景観法に基づく景観計画及び景観条例を平成21年10月1日に全面施行しました。届出件数は、これまでの要綱の約4倍で推移しており、円滑な届出審査事務等により良好な景観の形成を積極的に誘導していくとともに、市民や事業者等に対し継続的に計画内容の周知を図っていく必要があります。
- 2 景観計画における景観形成促進地区の指定の方針に基づき、大慈寺地区における「まちづくり計画」を策定するため、平成21年度から庁内プロジェクトを組織し、地元町内会との懇談会を開催してきており、引き続き、地元住民等と合意形成を図りながら、景観法に基づく景観地区等の指定を進めいく必要があります。
- 3 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく保存建造物及び保存樹木については、景観法や景観計画の基本方針を踏まえながら景観重要建造物及び景観重要樹木としての指定を進めていく必要があります。
- 4 マンション等の建築等による歴史的なまち並みの急激な変化や山並み眺望の確保等の観点から、建築物の高さの規制を求める意見や要望が出されており、景観計画の方針を踏まえ、地域の選定とともに、規制・誘導手法を検討していく必要があります。
- 5 屋外広告物事務については、制度内容の市民等への周知・啓発を行うとともに、違反広告物への対策を図りながら、平成21年度に実施した屋外広告物実態調査の結果等を踏まえ、実効性のある屋外広告物規制に取り組んでいく必要があります。
- 6 岩手県では、屋外広告物条例の平成23年4月1日改正施行に向けて事務を進めており、盛岡市においても、景観計画の基本方針及び県の改正の方向性を踏まえ、平成23年10月1日の改正施行を目指し、盛岡市屋外広告物条例の改正作業事務を進めていく必要があります。
- 7 都市景観賞の応募件数が年々減少傾向にあることから、制度の検証を踏まえ、景観の

## ■目指す成果（目標）■

- ① アンケート調査「誇れる市街地の景観があると思う」と答えた市民割合（%）[↑]  
 • 21年度実績値 69.5  
 • 23年度目標値 73.5
- ② アンケート調査「誇れる田園や丘陵地の景観があると思う」と答えた市民割合（%）[↑]  
 • 21年度実績値 59.9  
 • 23年度目標値 67.7
- ③ アンケート調査「誇れる山間地の景観があると思う」と答えた市民割合（%）[↑]  
 • 21年度実績値 71.4  
 • 23年度目標値 74.6
- ④ アンケート調査「屋外広告物（屋外に表示・設置されている紙や看板など）は、景観に配慮して表示・設置されていると思う」と答えた市民割合（%）[↑]



- ⑤ アンケート調査「盛岡の景観について、改善したい景観があると思う」と答えた市民割合（%）[↑]  
 • 21年度実績値 46.9  
 • 23年度目標値 46.9

重要性に係る各種の啓発活動や関心を高める方法等について検討する必要があります。

## ■ 基本的方向 ■

- 1 景観計画及び景観条例の施行により届出件数が大幅に増加していることから円滑な事務執行を図るため体制等の整備を図るとともに、市民等への計画内容の周知については、引き続き、説明会や出前講座、窓口相談等に加え、パブリシティ<sup>注2</sup>を利用する等、様々な機会を捉え周知を図っていきます。
- 2 景観形成促進地区の候補地である大慈寺地区については、継続的に話し合いを重ね、住民主体のまちづくり計画を策定し、景観地区等の指定を進めています。また、同様の候補地である北山地区等についても地元住民との合意形成に向けた話し合いに取り組みます。
- 3 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく保存建造物及び保存樹木については、景観計画における指定方針を踏まえながら詳細な指定基準を定め、所有者の合意のもとに、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を進めています。
- 4 中高層建築物の高さ制限については、地域の現状や山並みの眺望景観、歴史的なまち並み景観のあり方等、地域のまちづくりの方向等を踏まえながら、高さ制限の可能性や誘導方策について検討を進めます。
- 5 屋外広告物については、引き続き、パンフレット等により継続的に市民等に周知を図るとともに、違反広告物については、屋外広告物実態調査に基づき、実効性のある対策方法を検討し、屋外広告物条例や景観計画にも反映させながら、美観・風致の維持に努めます。
- 6 屋外広告物の許可基準等の見直し作業については、県の見直し内容を踏まえるとともに、景観計画の基本方針に基づき、盛岡の地域特性に即した独自の基準を定め、屋外広告物条例の改正施行に向けた事務を進めています。
- 7 都市景観賞については、応募数減少の要因分析を行い現在の制度について検証と今後のあり方を検討し市民にわかりやすく、より効果的な制度となるよう見直しを行うこととします。また、都市景観シンポジウム等、市民等が参加しやすいイベントの企画や景観に関するPR、情報提供を行い、市民への普及啓発を図っていきます。

### \* 注1 景観行政団体

景観法に基づく景観計画の策定等、景観政策を主体的に執り行う団体として、同法に基づき、都道府県、政令市、中核市及び県知事の同意を受けた団体（市は、平成17年11月18日に知事同意を得ています。）を指すものです。

### \* 注2 パブリシティ

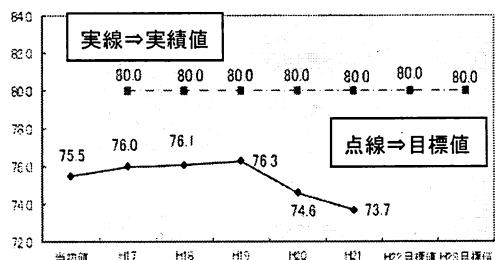
地方自治体等の団体や企業が、マスコミなどに対して積極的に情報公開するなどして、報道されるよう働きかけることです。

## ■達成状況と課題■

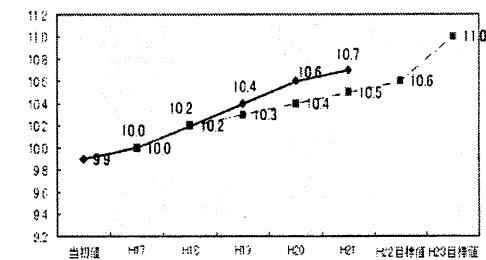
- 1 花と緑のガーデン都市づくり事業におけるハンギングバスケットについては、設置数日本一を継続するため、設置の定着を図るとともに、ハンギングバスケットの美しさを保つため、維持管理の充実を図る必要があります。
- 2 都市公園の維持管理については、遊具の点検・補修や再整備の要望に適切に対応するとともに、公園愛護会や教育・福祉施設とも連携し啓発活動を進めるなど、日常的な安全確保に努める必要があります。
- 3 種々の事情から未開設のままとなっている公園予定地については、グラウンドワーク<sup>注</sup>手法を活用した整備の可能性を探るなど、整備の具体化に向けた取り組みについて検討する必要があります。
- 4 街路樹の維持管理に係る苦情や要望が増加しており、道路整備に伴う管理延長の増加に対応した管理のあり方が課題となっています。
- 5 平成18年に開園100周年を迎えた盛岡城跡公園(岩手公園)については、平成23年の開館に向けて整備中のもりおか歴史文化館と連携し、施設のリニューアルや集客性のあるイベントの開催などにより内外に魅力をアピールし、お城を中心とした賑わいのあるまちづくりを進める必要があります。
- 6 盛岡市動物公園は施設の老朽化が目立つことから、平成21年の開園20周年を契機として施設の充実や展示方法の改善を行い、新たな魅力づくりを図る必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

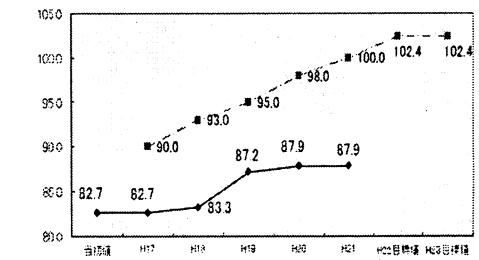
- ①アンケート調査で「公園や街路樹などの街の緑が多いと思う」と答えた市民の割合（%）[↑]



- ②1人当たりの公園等面積 (m<sup>2</sup>/人) [↑]



- ③街路樹のある道路延長 (Km) [↑]



## ■基本的方向■

- 1 花と緑のガーデン都市づくりにおけるハンギングバスケットについては、商店街の活

性化と観光客の誘致等の観点から、設置の定着に努めるとともに、水やりや剪定等の維持管理を支援し、質の向上に取り組みます。

また、花と緑のまちづくりを目指し、公共空間に接する民有地の緑化を支援するなど、市民との協働により街なかの緑化全体についても継続して推進します。

2 公園の維持管理においては、安全・安心な公園づくりを進めるため、重点的に実施している遊具の安全領域確保の移設工事については、351公園を対象に16年度から22年度末まで実施し、すべて完了しております。今後とも遊具点検や安全点検講習会の開催などにより、地域と一体となって危険箇所の早期発見と適切な補修に努めます。

3 未開設の公園については、地域の身近な公園である街区公園予定地20箇所について年間1～2箇所程度の整備を目指すこととし、ワークショップの開催、グラウンドワークなどによる、地域住民や企業との協働の公園づくりを推進します。

4 街路樹（高木）については、地域の実情や街路空間の特性に合わせた剪定方法により管理の軽減を図るとともに、新規設置路線については、道路整備部署と連携し、維持管理が容易な樹種を選定するなど、総合的な管理費の節減を目指した取組を進めます。

5 お城を中心としたまちづくりについては、21年度に策定した「お城を中心としたまちづくり計画」に位置付けられた各種事業について計画的な実施に努めます。

併せて、盛岡城跡公園（岩手公園）の魅力をアピールするため、好評を得ているガイドツアーや市民、企業等と連携した集客イベントを開催するとともに、もりおか歴史文化館と調和した周辺整備や公園内サイン、老朽化した施設の改修など来訪者にとって居心地のよい空間づくりに努めることにより、総合的に賑わいを生み出す魅力ある公園づくりを進めます。

また、平成22年度に策定した「盛岡城跡史跡保存管理計画」に基づき、盛岡の貴重な文化遺産である盛岡城跡の公園整備・史跡整備・石垣修復の基本構想の策定を目指します。

6 盛岡市動物公園については、中長期経営計画に基づき、平成21年度に実施した動物公園開園20周年記念事業を契機として、新たな入園者の開拓に向けた施設のリニューアル工事や新規施設整備の検討を行うとともに、引き続き展示方法の改善や魅力的なイベントの開催、来園機会の拡大に向けたI G Rや宿泊施設と連携した割引制度などによりリピーターを確保し、持続的かつ安定した収入の確保に努めます。

#### \*注 グラウンドワーク

地域を構成する「住民」「行政」「企業」の3者が協働し、ワークショップによる計画づくりや実際の作業により自然環境や地域社会を整備・改善していく活動です。

## ■達成状況と課題■

行政区域内人口に対する給水人口の割合である水道普及率は未給水地域解消事業等の着実な実施により、97.5%（21年度末）となっています。また、大規模地震の発生に備え、基幹施設や重要管路の耐震化が急がれます。当市の水道管耐震化率は20.2%（21年度末）となっています。しかし、料金収入が減少する中、施設の老朽化対策など喫緊の課題が以下のとおり多方面に亘っています。

## 1 市民の健康と生命に直結する飲料水の安全確保

水道水質基準が逐次、強化拡充されていることに伴い、良好な水源水質を維持していくことや浄水処理に係る技術精度の一層の向上が必要となってきていますが、一方では施設・設備の老朽化が進行し、大規模な改良・更新の時期が迫っています。近年は、さらに大口需要の伸び悩みや地下水への転換など需給構造が変化し、浄水施設能力等の規模縮小も視野に入れた水道システム自体の再構築の必要が高まっています。また、給水管直結型のお客様の設備が増え、給水装置からの逆流による汚染が想定されるなど、小規模受水槽や貯水槽水道の設置者の維持管理が不十分な状況が散見されることから、水道事業者として設置者に対し適正な指導を行っていく必要があります。特にも、健康リスクへの影響が考えられる鉛製給水管の解消については、お客様の理解と協力を得ながら早期に進める必要があります。さらには、上水道が未整備な地域に対する清浄で安全な飲料水の確保の実現化方策についても検討する必要があります。

## 2 適正な圧力と水量を持った清浄な給水の確保

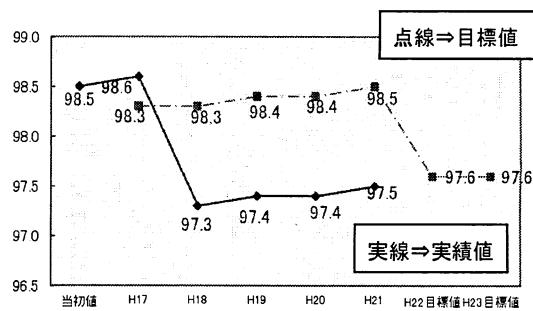
災害や事故の発生時においても市民生活への影響を最小限に抑えるための水道施設の整備や、適正な圧力と水量を確保できる配水管網の整備、ブロック化の推進及び水の有効利用のための漏水防止対策などを進める必要があります。また、震災に弱く濁りの発生の原因となる老朽管の更新を積極的に進める必要があります。

## 3 効率的な経営

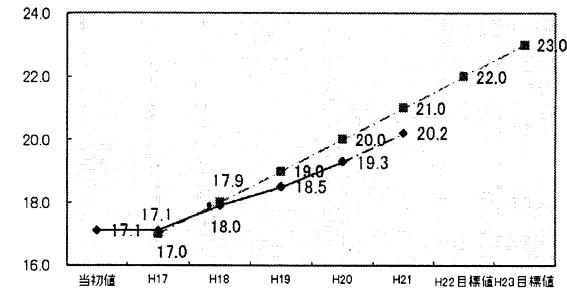
社会経済情勢の変化により水需要が伸び悩む中で、今後増大する水道施設の更新や改良事業などに必要な財源を確保するため、更には多様化する使用者のニーズに応えるために、より一層の経営の効率化や業務の見直しなど、コスト縮減策の推進が課題となっています。

## ■目指す成果（目標）■

## ①上水道普及率(%) [ア]



## ②水道管耐震化率(%) [ア]



#### 4 人材の確保

水道事業は、様々な技術の支えと経営感覚を持って運営されることが求められ、職員一人一人の専門的な知識と技能の向上が必要です。職員の大量退職が進む状況において、これらの技術の継承、専門性の確保、職員一人ひとりの能力開発が大きな課題となっています。

#### ■基本的方向■

- 1 水道水源水質の保全のため、水道部保有の水源涵養林の機能向上に努めるとともに水源域の生活排水対策を積極的に進めます。浄水処理については、原水の変化に的確に対応する運転管理システムの一層の高度化を図り、老朽化した施設・設備の改良・更新を計画的に進めます。赤水・黒水対策として計画的な配水管の洗管作業の推進及び老朽管の敷設替えを進めます。また、末端給水装置の衛生問題解消のため、3階建建築物への直結直圧式の推進や4～5階建て建物に対する直結増圧式給水の導入の検討を進めるとともに貯水槽水道設置者に適正な維持管理指導を積極的に行います。上水道未普及地域には、飲料水供給施設等による飲料水供給を行い、地域の実情に即した飲料水の確保の方策を検討します。
- 2 災害時における各浄水場水系間の相互応援を可能とする連絡管の整備を積極的に進めるとともに、適切な配水圧確保のため、最適口径配水管とする能力増強事業を計画的に進めます。また、漏水防止対策や総合的な水運用を可能とする配水ブロック化を進めます。
- 3 使用者の負担の増加を極力抑えながらニーズに応えるためには、料金収入に見合った効率的な投資が重要です。このため、将来を見通した施設の更新計画をアセットマネジメント<sup>注</sup>手法により策定し、安定した事業運営が継続できるよう適切な施設整備を進めます。また、施設運転や工事等のコストの縮減を更に進めるため、運転管理業務や窓口業務を含む一部業務の民間への委託や組織機構の見直し、退職者の再雇用など水道事業の適正な運営形態の構築について順次実施します。
- 4 継承すべき技術・技能のマニュアル化、研修体系や訓練体系の構築を進めるとともに、日々の仕事を通じた技術習得にも配慮した取り組みに努めます。研修効果の向上のための取組みと併せて研修受講により得られた知識、技術・技能、情報などの研修成果の共有化を推進します。

\*注 アセットマネジメント

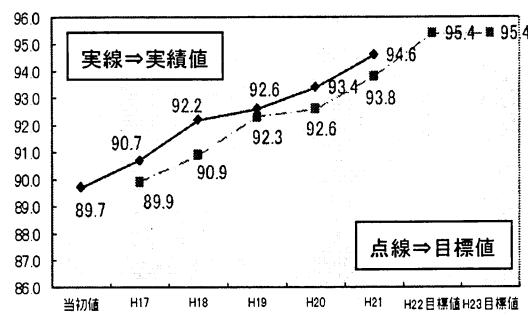
道路、公共施設などの公有資産について、将来の劣化予測や必要性、経済的価値などの評価を行いながら、総合的・戦略的に処分や利活用を図っていく手法です。

## ■達成状況と課題■

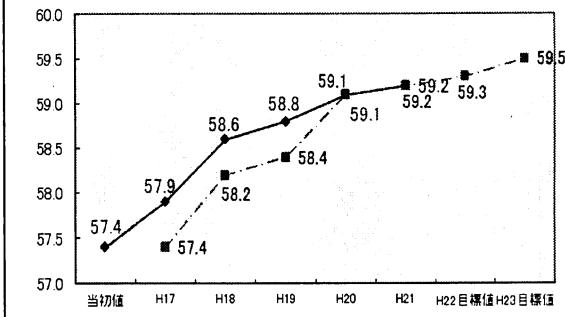
- 1 汚水処理人口普及率<sup>注1</sup>が90%を超えている状況ですが、2万人弱の市民が下水道の恩恵を受けていません。未整備地区の不公平感の是正や下水道本来の役割から、未整備地区の解消を図る必要があります。
- 2 公共下水道の合流区域(市中心部 約500 ha)では、雨天時に、きょう雜物<sup>注2</sup>や未処理下水の一部が河川に放流されており、公共用水域の汚濁防止及び環境への負荷を軽減するために、早急な対策が必要です。
- 3 下水道事業に着手以来50年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況もあることから、維持管理の面から、計画的な施設の改築更新の実施や、地震等によるライフラインの損壊に伴う市民生活への影響などを考慮し、下水道施設の耐震対策を実施する必要があります。
- 4 市内の雨水施設整備は、59.2%の整備率に至っている状況ですが、未だ多くの地区で浸水する箇所があります。近年の都市型集中豪雨による浸水防除のためにも、幹線水路の整備や面的整備を進める必要があります。
- 5 下水道事業の財務の明確化・透明化及び経営の効率化のため、地方公営企業法を平成17年度に一部適用し、平成22年度に上下水道組織の統合を踏まえ同法の全部適用を行いました。また、経営健全化のため、下水道使用料の見直しも行いましたが、さらなる経営の効率化に努める必要があります。

## ■目指す成果(目標)■

## ①汚水処理人口普及率(処理区域内人口／行政区域内人口)(%) [↗]



## ②下水道雨水施設整備率(整備面積／雨水認可面積)(%) [↗]



## ■ 基本的方向 ■

---

- 1 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽（市町村設置型）<sup>注3</sup>設置事業、浄化槽（個人設置型）<sup>注4</sup>設置事業の推進にあたっては、費用対効果や地域の特性等を勘案し各事業の棲み分けを行うとともに、都市計画事業など他事業との事業間調整を図りながら計画的に整備を推進します。
- 2 合流改善は、下水道法で法施行（H16.4.1）から10年以内の経過措置期間となっていることから、合流式下水道改善計画を策定したうえで、平成17年度から事業を実施していますが、平成25年度の事業終了を目指とし計画に基づき事業を推進します。
- 3 施設等の改築更新及び耐震対策は計画を立案し、適正な下水道施設の機能確保や災害に強い施設づくりに順次取り組んでいくこととします。
- 4 雨水施設整備事業は、根幹的施設や浸水の恐れのある地区を重点に整備を進めるとともに、他事業と事業間調整を図りながら計画的に事業を推進します。
- 5 将来の下水道施設の老朽化に対応していくため、下水道資産の維持管理に要するライフサイクルコストの最小化に向け、アセットマネジメント手法の導入についても検討していきます。
- 6 さらなる経営健全化に向けて職員の企業意識を高め、民間委託の推進など一層のコスト縮減に努めます。

\*注1 汚水処理人口普及率

公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽及びコミュニティプラントの処理可能人口／行政人口により算出します。

\*注2 きょう雜物

下水に含まれる固形物。具体的には家庭ごみ、トイレットペーパーなどです。

\*注3 浄化槽（市町村設置型）

市が主体となって、施設整備と維持管理を行う整備方式です。受益者は、使用料を支払います。

\*注4 浄化槽（個人設置型）

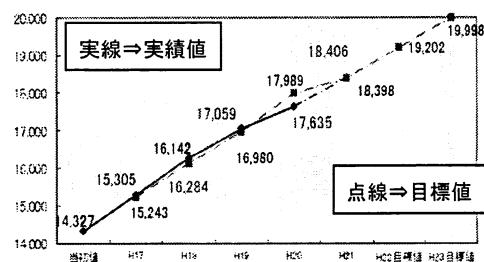
個人が設置する浄化槽の設置費に市が一部補助を行う整備方式です。維持管理は個人です。

## ■達成状況と課題■

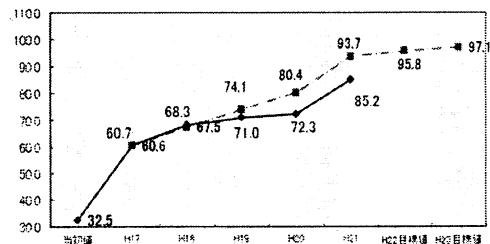
- 1 土地区画整理事業については、施行地区内に着実な人口定着が見られるものの、厳しい経済環境の下、整備面積の拡大が進まない中で各地区とも施行期間の延伸を余儀なくされており、未整備箇所の地権者の不満が増大してきている状況にあります。また、保留地処分の促進を図る必要があります。
- 2 盛岡南新都市土地区画整理事業については、国の特殊法人改革の方向性に合わせ、期限内の完成が求められていることから、市が行う関連整備を期限内に実施する必要があります。
- 3 盛岡南新都市の中心地区及び盛岡駅西口地区の商業業務地区の土地利用については、地方において依然低迷する経済情勢の中、進出企業は土地購買意欲に乏しく、保留地の売却が厳しい状況にあります。
- 4 市街地再開発事業については、市中心市街地活性化の観点から既成市街地の環境整備が必要となっており、民間活力の導入が不可欠であるものの、地権者等権利者の意欲が高まっていない状況にあります。
- 5 組合施行による土地区画整理事業については、事業資金の確保に苦慮しているほか、保留地処分が遅延している状況にあります。

## ■目指す成果（目標）■

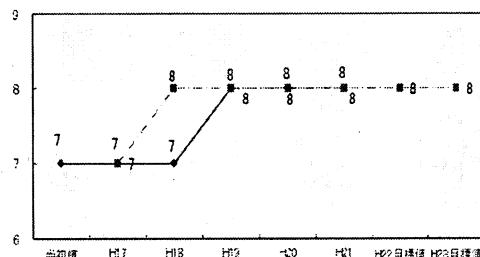
## ①土地区画整理事業施行地区内人口（人）[人]



## ②商業地域面積利用率（%）[人]



## ③既成市街地に整備された拠点施設数（累計）（棟）[人]



※「拠点施設」・・・市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業により整備された、中ノ橋106ビルやホテルルルイズなどの拠点施設

## ■基本的方向■

- 1 土地区画整理事業については、保留地の売却を推進し歳入の確保に努めるほか、コスト縮減に努め、限られた予算内での整備面積の拡大を図ります。

また、事業の進捗状況や見通しについて地権者等に説明し理解を求めていくとともに、未整備箇所における生活環境の改善要望については、緊急性等を考慮して速やかな対応を図ります。

- 2 盛岡南新都市土地区画整理事業関連整備については、社会資本整備総合交付金事業の導入により、国庫補助金の活用を図り整備を促進します。

また、一般国道46号盛岡西バイパスについては、国、県及び都市再生機構と相互に連携し、事業の促進に取り組みます。

- 3 盛岡南新都市の中心地区及び盛岡駅西口地区の商業業務地区への施設及び企業誘致に当たっては、県等関係機関との連携を図るとともに情報収集や情報発信に努めながら、全庁的に取り組みます。

- 4 市街地再開発事業については、中心市街地活性化基本計画に位置づけられた事業を含め権利者の意欲を高めるよう周知活動を進め、適切な事業費でより効果を発揮できる事業の実施に向け関係権利者との連携を密にしながら推進します。

- 5 組合施行による土地区画整理事業については、組合による健全かつ効率的な運営への取り組みを支援するとともに、コスト縮減による事業費の圧縮や保留地販売の促進などについて技術的な援助・指導を行います。

## ■達成状況と課題■

財政運営面においては、これまでの行政構造改革への取り組みにより一定の成果をあげてきたところですが、未だ市債残高も多額であることなどから引き続き財政の健全運営に努めております。

1 市税の収納率については、収納率目標を設け、滞納処分を積極的に進めるなど収納確保に取り組んできましたが、平成21年度は、世界同時不況による景気低迷等の影響により目標を達成することができませんでした。

依然として景気回復が足踏み状態にある状況下ではありますが、税負担の公平性や財源確保の観点からも、収納率向上に向けた取組の強化を図る必要があります。

2 経常収支比率<sup>注1</sup>については、平成21年度は、地方税が減少したほか生活保護費など扶助費の支出が増加したこと等から、前年を上回る結果となり硬直的な財政状況に変わりはなく、今後とも一層の支出の抑制と収入の確保に努める必要があります。

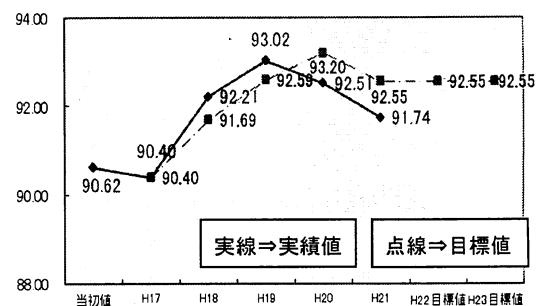
3 公債費比率<sup>注2</sup>については、市債の新規発行の抑制及び高利率債の借り換えにより改善を図ってきておりますが、引き続き公債費の縮減に努める必要があります。

4 限られた財源を有効的、効率的に活用するため、予算編成方法の検証を行い、改善に努める必要があります。

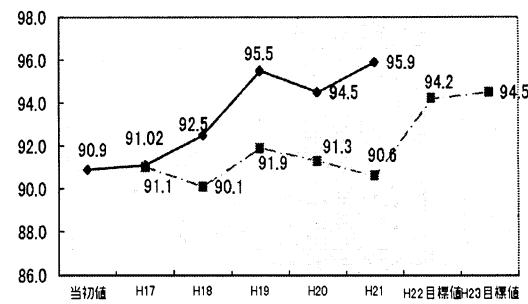
5 市有財産の有効活用を図るため、未利用市有地の売却・貸付を積極的に進めるとともに市有建築物等の計画的な維持管理に努める必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

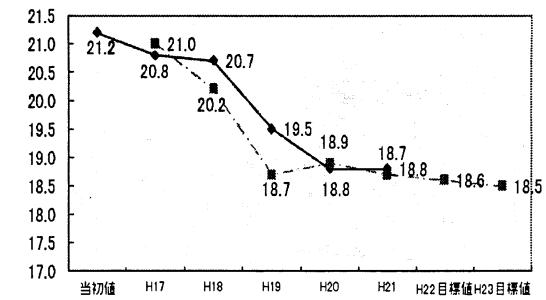
## ①市税の収納率（%）[↑]



## ②経常収支比率（%）[↓]



## ③公債費比率（%）[↓]



## ■基本的方向■

---

- 1 市税については、引き続き適正な賦課に努めるとともに、収納率の向上のため、厳正な滞納処分の執行など滞納解消への取組を強化するほか、コンビニ収納など納税者の利便性向上と納付相談の充実に努めます。
- 2 経常収支比率（財政の硬直化）の改善に向けて、公債費等の経常的支出の抑制を図るとともに、経常一般財源に当たる市税等の収納確保に努めるなど財源確保策を推進します。
- 3 新市建設計画の推進など市債の発行が避けられない事業はありますが、公債費比率の改善に向けて、引き続き、毎年度の市債の新規発行額を、臨時財政対策債を除き予算総額の8%以内かつ元金償還額以内に抑え、市債残高を圧縮し、公債費の縮減を図ります。
- 4 予算の効率的な配分を図るため、予算編成について改善に努めます。
- 5 未利用市有地の売却・貸付を更に推進するとともに、市有建築物の中長期保全計画に基づく年度別修繕計画を着実に実施し、適正な管理とその運用を図ります。

\*注1 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、税など毎年度経常的に収入される一般財源に対する、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費に充てられた一般財源の割合をみるもので、この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。

都市にあっては70～80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあります。

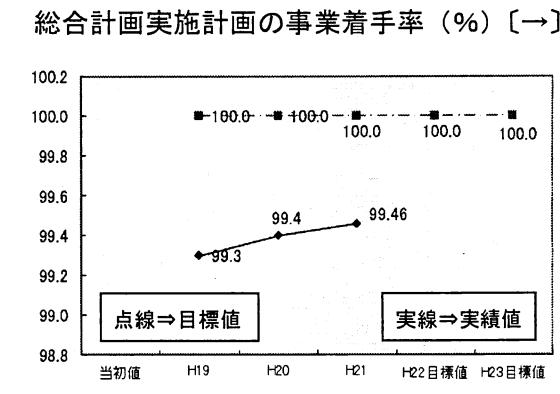
\*注2 公債費比率

公債費（借入金返済に充てる経費）の一般財源に占める割合を示すもので、通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、10%を超さないことが望ましいとされています。

## ■達成状況と課題■

- 1 計画的に事業等を進めるため、平成17年度から26年度までを計画期間とする総合計画を適切に進行管理する必要があります。
- 2 平成17年度当初予算編成から、行政評価結果を活用した予算編成を行っていますが、厳しい財政環境下で施策の成果を上げるため、施策、事務事業に係る予算配分の重点化を図る必要があります。
- 3 自治体経営の指針及び実施計画に基づき各般の施策に取り組んでいますが、市を取り巻く経営環境の変化に適切に対応し、総合計画に掲げるまちづくりの基本目標を実現するため、引き続き経営の仕組みと基盤づくりを推進する必要があります。
- 4 民間の活力を取り入れて市民サービスをさらに向上させるため、市業務の民間委託等を推進してきました。今後においても、民間委託、指定管理者制度等の活用により、多様な主体の参画と協働によるまちづくりを一層進める方向にあり、執行過程や成果のモニタリング、評価の機能を強化する必要があります。
- 5 市民参画、市民協働の推進により市民サービスの向上を図る取組を進める必要があります。
- 6 行政事務を公正に執行し、市政に対する市民の信頼をより一層高めていく必要があります。

## ■目指す成果（目標）■



## ■基本的方向■

- 1 行政評価システムを活用し、総合計画を適切に進行管理するとともに、施策別予算配分方式による予算編成の改善に取り組みます。
- 2 自治体経営のマネジメントツールである行政評価システムのより実効性のある運用を図るため、評価精度の向上や新たな評価手法の導入に向け試行等システム全体の設計を行うとともに、市政推進に市民の意見が十分反映されるよう、引き続き市民・有識者による外部評価を実施します。
- 3 自治体経営の指針及び実施計画に基づき、強固な経営基盤を構築するための経営の仕組みを整備するとともに、仕組みに基づき適切な経営を行います。
- 4 民間委託、指定管理者制度などのモニタリング・評価の仕組みを整備・運用するとともに、公民連携のあり方について検討します。

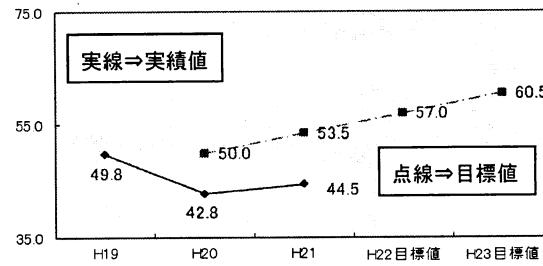
- 5 市民参画、市民協働の前提として市政の透明性の向上を図るとともに、情報共有、情報提供の仕組みを整備するため、文書管理システムによるインターネットでの文書件名の公開に取り組みます。
- 6 包括外部監査の有効活用を図るとともに、監査機能の充実を図ります。

## ■達成状況と課題■

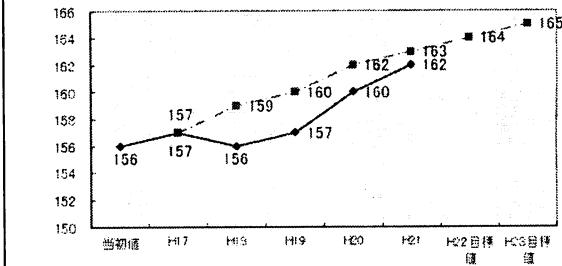
- 1 社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民のニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築する必要があります。
- 2 事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置及び積極的な民間委託の推進などを通じて、一層の定員管理の適正化を推進する必要があります。
- 3 職員の給与等勤務条件について、国、県や他団体との均衡の観点等から、一層の適正化を推進する必要があります。
- 4 厳しい財政状況の中、市民の負託に応え信頼される質の高い行政を実現するため、まちづくりの担い手である職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、政策形成能力や職務遂行能力の向上など、職員の能力開発を推進する必要があります。
- 5 職員が心身ともに健康で能力を十分に発揮し、公務能率の維持・向上が図られるよう、職員の安全衛生管理を推進する必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

- ①市民アンケート「市の職員は責任を持って仕事をしている」と答えた市民の割合（%）[↑]



- ②職員1人あたりの人口（普通会計<sup>注1</sup>）（人）[↑]



## ■基本的方向■

- 1 中核市としての機能を十分に発揮でき、真に取り組むべき課題に重点化された組織の実現を目指して、全般的な取組により、政策目標を効果的に達成し得る簡素で効率的な組織・人員体制を整備します。
- 2 「盛岡市定員適正化計画」及び「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」に基づき、事務事業や施策の内容、対応すべき行政需要の範囲等を検証しながら、自治体規範及び行政目的に見合った適正な職員定数とします。
- 3 人事院勧告及び岩手県人事委員会勧告の動向等を踏まえ、職員団体とも協議を進めながら、市民の理解が得られる適正な給与等勤務条件とします。
- 4 職員が自律的に学び、新たな課題等に挑戦していく意欲を高められるよう策定した「人を活かす人事システム」の各制度を効果的に運用することにより、選択研修及び派遣研修等における公募の実施、キャリア開発研修の実施、民間企業への派遣研修の実施など、

引き続き研修内容の充実に努めるとともに、職員自らが業務改善や職場環境を見直す組織風土を醸成することにより市民起点に基づく市民サービスの向上を図ります。

また、公正な職務の執行の確保のための職員の意識改革の徹底を図り、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立します。

5 職員の安全管理の一層の充実を図り、公務上及び通勤途上の災害の防止に努めるとともに、各種健康診断や健康相談、メンタルヘルス<sup>注2</sup>研修会の実施などにより、職員の心身の健康の保持・増進に努めます。また、職員の元気回復を図るため、各種レクリエーション行事の開催や人間ドック利用補助等の福利厚生事業を実施します。

\*注1 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計です。

\*注2 メンタルヘルス

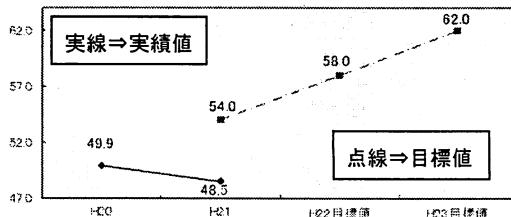
精神の健康促進を図ったり、精神障害の予防や治療を図ったりする活動及び研究のことです。

## ■達成状況と課題■

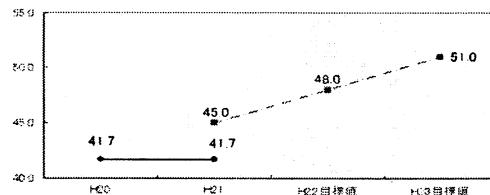
- 1 市民が、より快適に、行政手続や窓口サービスを利用できるように、窓口事務の改善が求められています。
- 2 諸証明交付サービスに係る利用者の利便向上に向けて、住民票の写し・印鑑登録証明書の自動交付機の利用を推進する必要があります。
- 3 住民基本台帳カードを活用した行政サービスの向上に向けて、カードの利活用とカードの普及推進が求められています。
- 4 市民がいつでもどこでも、より簡単に行政手続や情報入手が行える電子市役所を構築し、行政サービスの向上を図る必要があります。

## ■目指す成果（目標）■

- ①アンケート調査「窓口サービスの接遇が気持ちよく、待ち時間も適切である」（接遇・応対）と答えた市民の割合（%）〔↑〕



- ②アンケート調査「窓口サービスが利用しやすく便利である」（制度や仕組み）と答えた市民の割合（%）〔↑〕



## ■基本的方向■

- 1 窓口サービス向上対策推進方針と実施計画に基づき、窓口事務の改善を推進とともに、受付窓口の狭隘等が課題となっている築川支所の整備に向けた検討を行います。
- 2 自動交付機の稼働状況や設置効果等を検証し、民間施設への設置も含め、自動交付機の利用推進に向けた調査を行います。
- 3 住民基本台帳カードの活用については、総務省が実施する証明書類コンビニ交付の実証実験等の動向を見守りながら検討します。
- 4 行政サービスの向上と行政事務の効率化に向けて、岩手県との共同利用による電子申請・届出システムの利用促進を図るほか、入札・契約事務の公平性・効率性の向上を図るため、電子入札制度の導入に取り組みます。



## 自治の確立を目指す取組の強化

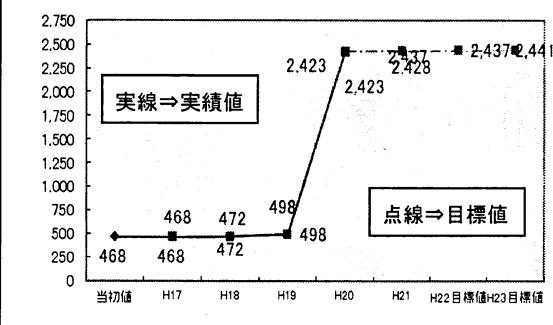
一般施策

### ■達成状況と課題■

- 1 県からの権限移譲数は増加しているが、平成20年4月の中核市移行を契機とし、そのメリットを最大限に生かしたまちづくりを推進する必要があります。
- 2 住民の日常生活圏や産業活動の広域化とともに、全国的に地域間競争がますます激しくなる中で、盛岡広域市町村圏を構成する市町村と協力して地域資源の活用を図るとともに、共通課題の解決に向けて連携し取り組む必要があります。
- 3 地方分権が進展する中で、市の現状と課題を踏まえた政策立案や職員の政策形成能力の向上を図る必要があります。
- 4 「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」を実現するため、構造改革特区、地域再生計画などの制度活用を図り、市民や関係団体等への更なる周知に努める必要があります。

### ■目指す成果（目標）■

#### 市に移譲された事務数（件）[↗]



### ■基本的方向■

- 1 県から移譲された多くの権限を生かし、住民に最も身近な行政主体として、地域における行政の自主的、総合的な実施の役割を担い、中核市にふさわしい自立した都市を創造する。また、県事務のうち主に政令市や盛岡広域振興局が行っている事務や市が担う方が住民福祉の向上につながる事務について、県からの権限移譲を更に推進します。
- 2 平成20年5月に設立された盛岡広域市町村長懇談会において、盛岡広域市町村圏を構成する市町村と共に行政課題に連携して取り組み、求心力のある中核的な都市圏の形成、広域圏の一体的な発展及び住民福祉の一層の向上を図ります。
- 3 平成20年度に岩手県立大学との共同により設置した「盛岡市まちづくり研究所」において、引き続き市の施策に反映すべき研究を進めます。
- 4 構造改革特区、地域再生計画について、地域の活性化につながる効果的な制度利用を図れるよう職員の情報共有を徹底し、ホームページや広報紙等を活用し広く市民や関係団体等への周知を図り、制度利用の促進に努めます。